

コメコンの崩壊とCIS、東欧の通貨交換性

島
崎
久
彌

もくじ

- 一 はじめに
- 二 コメコンの形成と崩壊
 - (イ) 社会主義的分業の挫折
 - (ロ) 社会主義的統合の矮小化
 - (ハ) 共同市場構想の挫折
- 三 コメコンの貿易と決済制度
 - (イ) 貿易と共通価格制度
 - (ロ) 決済制度とコメコン銀行
 - (ハ) コメコン諸国の為替相場制度
- 四 交換性の導入を指向して
 - (イ) リージョナル・アプローチの挫折
 - (ロ) 個別的アプローチの展開
 - (ハ) ルーブル圏の帰趨
- 五 むすび

——新しい地域協力の枠組みを求めて——

一 はじめに

ECが一九九一年十二月のマーストリヒト条約（正式には「Treaty on European Union」）により、今世紀の末までに経済通貨同盟の創設を企図するとともに、その批准をまって、「拡大」問題に着手し、次第に周辺の国々をも包摂しようとしつつあるのに対して、ECのアンチテーゼとして形成され、社会主義諸国の経済協力機構として展開されてきたコメコン（COMECON, Council for Mutual Economic Assistance, CMEAも略称として用いられている）が、一九九一年の九月をもって解体されるに至ったことは、きわめて対照的な出来事といえる。周知のようにECが一九九二年の末に予定されている域内市場の統一計画を達成する場合には、経済力においてアメリカに匹敵し、あるいはそれを凌駕する超大国が出現するだけでなく、政治面においてもやがては欧州連合を創設することにより、ワルシャワ条約機構（Warsaw Pact Organization）解体後のポスト・ヤルタ体制の再編に、大きな波紋を投げかけている。そのような状況の中で旧コメコン諸国は分極化の過程を辿る反面、一部の東欧諸国はECへの接近を示すとともに、早くもEC加盟の希望を表明するに至っている。ここではコメコンの形成から崩壊に至る過程を一瞥し、その中核をなしていた貿易と決済のメカニズムを要約するとともに、市場経済に移行するための一助として、交換性の回復を模索しつつある旧コメコン諸国の動きを考察することにするが、それに先立ってコメコン諸国が、一九八九年の世紀的な東欧革命によって劇的な転換をとげるに至った経緯を簡単にとりまとめておきたい。

周知のように一九四五年のヤルタ会談（Yalta Conference）により、東欧諸国を新にソ連の傘下に加えた社会主義圏は、マルクス・レーニン主義に立脚して、資本主義の悪影響を遮断するとともに、経済面でそれに追いつき、追いつくことをもって至上命令としてきた。事実一九六一年にフルシチョフは、一九八〇年までにコメコン諸国がアメリカ

の生産を凌駕し、完全な共産主義の至福時代を実現することができると豪語した。たしかに発足当初のコメコンは、高度成長の記録を次々に更新し、その前途は洋々たるものとみられていたが、六〇年代には早くも経済が停滞の徴候を示すに至った⁽¹⁾。その原因は、第一にエネルギーと資源と労働力の供給が、限界に逢着する反面、輸送や開発のコストが増大したためである。第二は価格や為替相場や金利などの市場メカニズムが機能しない指令型計画経済の下で、効率性が低下し⁽²⁾、西欧の技術革新にも立ち遅れる結果となったためである。第三は計画の立案と実施にあたって物量計算が主体となり、そこにおいては質よりも量が重視されたため、資源多消費型の経済構造⁽³⁾が現出されるに至ったためである。第四は軍事力の増強を目的として、製鉄などの重工業優先の政策がとられたため、六〇年の半ばに至るまでの農業部門の軽視策とも相俟って、慢性的な物不足経済が発生するに至ったためである⁽⁴⁾。それはさらに放漫な金融、財政政策とも相俟って、貨幣の退蔵を促すとともに、潜在的なインフレの要因を醸成することにもなったのである。

そのような矛盾に対処するため、五〇年代の半ばには、早くもポーランドとハンガリーが、一九六八年にはさらにチェコスロバキアが、それぞれ指令型計画経済を修正して、利潤動機を導入しようとして試みた。生産手段の国有化と主要経済分野の国営化を前提とする反面、市場原理を導入して、効率化をはかろうとする社会市場経済 (Socialist Market Economy) の原理は、一九六八年に実施されたチェコスロバキアとハンガリーの新経済メカニズム (New Economic Mechanism) によって具体化された (東ドイツも一九六五―六八年にこれを実施しようとしたが、東ドイツは一九六八年にその試みを中止した)。七〇年代には再び経済改革の気運が東欧諸国に再燃し、一九七三年にはポーランドが新経済メカニズムを導入したが、一国限りの経済改革は、コメコンの貿易制度が障害となり、成果をあげることができなかった。そのような改革の動きに弾みを与えたのは、申すまでもなく、一九八四年の三月、ソ連共産党の書記長に就任したゴルバチョフの提唱するペレストロイカ (Perestroika) とグラスノスト (Glasnost) 政策にほかならなかった。ペレス

トロイカの背景としては、(1)レーガンの軍拡政策と、それに対抗するためのソ連経済の脆弱化⁽⁵⁾、および(2)民衆の不満に加えて、(3)ECとコメコンとの経済的な較差を指摘することが可能である⁽⁶⁾。もともとゴルバチョフの政策は、社会主義の放棄を意図するものではなくて、「純粹の共産主義国家を完成するために、資本主義と共産主義の長所をミックスしようとする⁽⁷⁾」ものであった。しかしながら皮肉にもソ連のペレストロイカは、東欧の経済改革を一気に加速させる転機となり、ペレストロイカに抵抗する保守派の妨害を排除するために提唱されたグラスノストは、民衆の不満と民族主義を背景として、東欧革命を誘発する起爆剤ともなったのである。それはまた逆にブーメランのごとき反作用をソ連に及ぼすことになり、一九九一年の八月、保守派によるクーデターの失敗を契機として、ソ連共産党もやがて活動が停止されるという事態を招くことになったのである。さらに一九九一年の十二月には、連邦制が崩壊し、CISが形成されたが、その年の十一月に就任したエリツィン・ロシア共和国大統領は、IMFをはじめとする西側諸国の金融支援を仰ぐためにも、経済面においてゴルバチョフ時代の漸進主義を一擲し、シャタリン案(Shatalin Plan)を基盤とする急進的な経済改革の実施を急ぐことになったのである⁽⁸⁾。

そのような状況の中でワルシャワ条約機構と相前後して、コメコンも解体され、第二次世界大戦後、西側のNATOとガット・IMF体制に対峙し続けてきた東側の軍事、経済協力の枠組みは、安全に崩壊することになったのである。しかしながらもともとコメコンは、ECのような超国家的な統合を指向したのではなくて、政府間の組織であり、七〇年代以降時として社会主義的経済統合の理念が掲げられることがあったとしても、その実体は「多角的な統合ではなく、多角的な政治的結束の中に包攝された双務的経済関係の束⁽¹⁰⁾」に過ぎなかった。さらにつけ加えるならば、コメコンの加盟国は、ソ連の経済構造をモデルとして、同質的な経済構造を作り上げようとしたために、水平的な補完性に欠けていた。そのような制度的な脆弱性を補完し、その結束を支えてきたのは、一元的な共産党の支配と、ス

ターリン主義やブレジネフ・ドクトリンに代表されるソ連の軍事力であった。従ってコメコンの崩壊した後の東欧諸国は、相互の連携を維持するための経済的な理由をもたないだけでなく、政治的にはむしろその反動として、ソ連から離反する反面、ECへの傾斜を強めることになったのである。そのような動きは、通貨面においても顕著であるが、事態はきわめて流動的であり、俄に予断を許し難い状況にある。それに加えて現状では、資料面の制約もあり、不備な点も少くないと思われるので、他日の補正を期することといたしたい（筆者は、CIS、東欧諸国の政治、経済問題については、全くの門外漢であるが、これらの国々の通貨をいかにして一元的な国際通貨制度の中に包摂するかは、国際金融の世界が直面する最大の課題であり、そのような観点から非才を顧みず、敢て拙稿をとりまとめた次第である）。

- (1) Andrew Graham and Anthony Seldon, *Government and Economic in the Postwar World*, London, 1990, p. 206. 一例としてソ連の実質的生産（GDPよりサービスを除いたもの）は、四〇年代が△〇・六％（公式四・七％）、五〇年代九・三％（一〇・三％）、六〇年代四・二％（七％）、七〇年代二・一％（四・九％）、八〇年代〇・六％（三・六％）であった（Daniel Gros and Alfred Steinherr, "Economic Reform in the Soviet Union," *Princeton Studies in International Finance*, No. 71, Nov. 1991, p. 1.
- (2) ソ連の労働生産性は、西欧の水準に比べると四〇％位に過ぎず、公害も甚しかった（Vlad Sobell, *The CMEA in Crisis*, NY, 1990, p. 5）。
- (3) 時点は後になるが一九八四年にソ連のエネルギー依存度は、西欧の水準を三・二倍も上廻っていた（Anders Åslund, *Gorbachev's Struggle for Economic Reform*, London, 1989, p. 17）。
- (4) 重工業優先の政策をとったため、ソ連のサービス部門における雇用（一九八〇年）は、全体の四一％を占めるに過ぎず、アルゼンチン（五三％）、ブラジル（四二％）をも下廻っていた（*Ibid.*, p. 19）。農業面では六〇年代の後半以降投資が増大したが、天候の不順、コストの上昇、流通面の隘路などにより、人口の増加に対応しきれなかった（William V. Wallace and Roger A. Clarke, *Comecon Trade and the West*, London, 1986, pp. 130-131）。

- (5) やや時点は異なるが、一九九〇年の世銀資料によると、一人当り国民所得は、東欧の優等生といわれたハンガリー、ポーランドといえども、ギリシア、ポルトガルのそれぞれ二分の一に過ぎなかった (Horst Siebert, *The New Economic Landscape in Europe*, Oxford, 1991, p. 45)。ソ連の経済危機は、硬貨収入の八割を占める石油が一九八六年に一バーレル一〇ドルに低下したことによって増幅された (Nicholas Hopkinson, *The Impact of Soviet Reforms on Eastern Europe*, London, 1990, p. 8)。ソ連の競争力の低下は、世界貿易に占める製品輸出のシェアが大幅に後退したことからも明かであり (一九五五年が二八%、一九八三年は六%)、ソ連はNICsのシェアをも下廻るに至った (Åsund, *op. cit.*, p. 17)。
- (6) シーベルトは次のようにのべている。「東欧における事態の発展は、ラテン・アメリカが隣り合せであったならば、生起しなかったかも知れない。そうしてみると一九八九年の民主的革命は、東西ヨーロッパの間における制度的競争の結果とみなしても差支えないであろう」 (Siebert, *op. cit.*, p. 43)。
- (7) Philip P. Cowitt, *World Currency Yearbook*, (1988-1989), NY, 1990, p. 694.
- (8) エリツインの急進的改革は、早くも難局にさしかかっていると伝えられる。一九九〇年の年間物価上昇率は、二〇〇%に達し、生産は前年比二七%落ち込んだ。とくに石油の生産は一日当り一百万バーレル低下しているといわれるが、ソ連の場合、生産の低下は、失業の増加よりも、労働生産性の低下によって吸収された (*Financial Times*, Sep. 25, 1992)。ロシアは一九九〇年の十一月半ばに予定されていたIMFとの協議を翌年に延期した。ロシアの政治不安がその理由とされているが、ロシアの間インフレ率は、年初にIMFの設定した目標(九%)を倍も上廻っていた (*Financial Times*, Oct. 28, 1992)。
- (9) Christopher T. Saunders(ed.), *Regional Integration in East and West*, London, 1983, p. 15.
- (10) Tamás Bauer, "Economic Reforms and Bloc Integration," in Peter R. Weilemann, Georg Brunner, Rudolf L. Tökés (eds.), *Uphaval against the Plan*, Oxford, 1991, p. 56. バウアーはまた次のようにのべている。「内外の多くの観察者は、コメコンをECと比較され、それと競合する並行的な共同市場とみている。しかし東欧貿易の現実を熟知しているエキスパートだけは、コメコンがそのようなものと、いかにかけ離れているかを理解している」 (*Ibid.*, p. 55)。

二 コメコンの形成と崩壊

(イ) 社会主義的分業の挫折

第二次世界大戦後、社会主義諸国の経済協力機構として発足したコメコンは、一九四九年の一月、タス通信によって、その概要が明らかにされたが、今日に至るもなお創設の経緯、とりわけソ連の戦略については、資料面の裏づけがえられないのが実状といわれる。⁽¹⁾ コメコンは、それが大部分羊頭狗肉に終わってしまったとはいえ、社会主義諸国の齊合的な経済発展をはかるために、共通経済計画を策定し、経済的補完性を確立することによって、原材料を増産し、工業化に必要な原材料の供給を確保することを目的として、創設されたものであった。そのために加盟国は一億ルーブル（ソ連は二分の一）を拠出するものとし、総会を最高の機関とするとともに、事務局はモスクワに設置された。⁽²⁾ 協定の期間は、当初一九四九年一月十八日より二〇年間とし（その後一〇年間延長された）、他の国々に対しても門戸が解放された（アルバニアが一九六二年に離脱する一方、一九五〇年に東独、一九六二年に蒙古、一九七二年にキューバ、一九七八年にベトナムが加盟した）。

一般にコメコンは、一九四七年六月のマーシャル・プランに対抗して結成されたものとみられているが、ブラバントは、その他にも次のような要因をあげている。⁽³⁾ 第一は第二次世界大戦後、東欧の国々の間に地域協力の動きがみられたことである。一例としてチェコスロバキアとポーランド、ユーゴスラビアとルーマニアとブルガリアは、それぞれの関税同盟を創設しようとし、チェコスロバキアとハンガリーも互恵的な経済協力関係を確立しようとしていた。⁽⁴⁾ 第二の理由はソ連の内政干渉を排除して、一九四八年の六月、独自の路線を指向し始めたユーゴスラビアに対して制裁を加えるためであった。第三の理由は、チェコスロバキアのクーデター（一九四八年二月）とベルリン封鎖（同年七月）

を契機として、西側諸国の導入した輸出規制 (COCCOM, Coordinating Committee for Multilateral Trade Control) に対抗するため、コミンフォルム (一九四七年九月創設、COMINFORM, Communist Information Bureau) の経済版が必要とされるに至ったためである。既に一九四八年の九月、東欧諸国はソ連をモデルとして、長期計画の策定、および国有化と農業の集約化などの経済改革を実施したが、とりわけチェコスロバキア、ポーランド、ハンガリーのように、西側諸国に対する貿易依存度の高い東欧の国々がコムによって深刻な打撃をうけたため、それをカバーするためには、域内協力の強化が必要とされるに至ったのである⁽⁵⁾。

しかしながらコメコンの定款が批准されるまでにはなお十年の歳月が必要とされただけでなく、一九五一—五五年の五か年計画をはじめとして、重要な決定がコメコンの枠外で行われるなど、最初の約一〇年間、その活動は停滞を続けざるをえなかった⁽⁶⁾。それに加えてコメコンは、既述のように当初から超国家的な経済統合を想定したのではなく、むしろスターリンはソ連と同質の経済構造をコメコンの加盟国に移植すれば、自ら経済の一体化が達成されるものと考えていた⁽⁷⁾。その結果東欧諸国の経済構造は、相互に補完的であるよりも、競合的なものとなり、さらには実物優先の計画経済と外国からの隔離政策に伴って、効率性も著しく低下した。とくに特徴的なことは、重工業優先の自給化計画が推進されたことであり、一九五〇年の朝鮮戦争勃発時には、早くも過剰生産と原材料の不足が表面化するに至った⁽⁸⁾。

そのようなコメコンの運営に一大転期を齎すことになったのは、スターリンの死去と、西欧の経済的成長との著しいコントラストであった。フルシチョフはスターリン時代の重工業優先の政策を転換して、バランスのとれた経済成長を指向するとともに、デタントの下で軍事支出の抑制をはかりながら、生活水準の向上に配慮した。同じくフルシチョフは、賠償の取立てを停止したのをはじめとして、コメコンにおけるそれまでの支配—服従の関係を修正すると

ともに、コメコンを主軸として社会主義圏の政治的な結束を強化しようと試みた。とくに一九五五年の第六回コメコン総会と、一九五六年の第七回総会および一九五八年の第九回総会においては、コメコン諸国の間における新しい経済協力の基本的な路線が方向づけられることになり、それまで同質的な工業化を推進してきたコメコン諸国は、最も条件の有利な生産に専門化することが許容された。その反面においては、コメコンにおける各国経済政策の斉合性を高めるために、短期的にも長期的にも、相互に調整が試みられることになった。⁽⁹⁾ また上述の第七回コメコン総会においては、域内貿易の促進が論議されるとともに、双務主義を克服するため、後述のように三国間における決済制度の導入が提唱された。さらに一九五七年の第八回コメコン総会においては、多角決済制度を導入するための条約が調印されたが、⁽¹⁰⁾ その背景としては、一九五六年の十月にハンガリー動乱が発生し、一九五七年の三月には、ローマ条約が調印されたことを無視することができない。

コメコンの展開にとって、一つのエポック・メイキングな出来事は、一九五九年の十二月に「経済相互援助会議定款」(Charter and the Convention on the Legal Capacity, Privileges and Immunities of CMEA) が承認され、コメコンの組織がはじめて明文化されるに至ったことである。定款においては、コメコンの基本的な活動方針として、加盟国の経済発展と経済・技術の促進、域内開発途上国の工業化、労働生産性と福祉の向上およびそれを達成するための資源の効率的な使用などが掲げられた。さらに一九六一年の十二月には、互惠平等と内政不干渉の原則(それが羊頭狗肉に過ぎなかったことは、コメコンの歴史に徴しても明かである)に基いて、コメコンの経済的社会的発展をはかるため、国際分業のガイドラインとして「社会主義的国際分業の基本原則」(Basic Principles of the International Socialist Division of Labour) が採択された。この基本原則は一九六二年の六月に決定されたが、アルバニアはこれに参加しなかった。Zwass はこの基本原則をコメコンのマグナカルタに喩えているが、⁽¹¹⁾ その第一の理由は資源の最適配分と収益性を基準

とする生産の専門化が基本原則として掲げられたためである。第二の理由は、単に各国の計画を調整するだけでなく、超国家的な機関による共通計画の策定が将来の目標として掲げられるに至ったためである。ポーランドとチェコスロバキアと東独はこの基本原則を支持したが、ルーマニアは原料の生産国に特化されることを恐れて、これに反対した。それからも明らかなようにスターリン主義の桎梏から漸くにして解放された小国は、自主独立を確保するために、経済計画が主権の重要な属性であると主張して、独自の経済計画を推進しようと試みた。⁽¹²⁾ さらに一九六三年の七月には、コメコン銀行 (International Bank for Economic Cooperation) の設立が合意されたが (後述のように一九七〇年の五月には、コメコン投資銀行—International Investment Bankの創設が合意された)、その説明は後述に譲る。

しかしながら一九六七年には、早くも産業の専門化とそのため経済協力も限界に逢着し、EC統合の進展とは対照的に、コメコンの非効率性と停滞性が露呈されるに伴って、経済改革の気運が急速に台頭することになったのである。事実一九六七年の一月には、ハンガリーが経済的意思決定の権限を、大幅に企業や団体に移譲しようとしたのはじめとして、ルーマニアも新しい経済改革案を発表し、ブルガリアも漸進的に経済改革を推進する方針を正式に明らかにした。とりわけ改革の論議が白熱したのは、ポーランドとチェコスロバキアであり、チェコスロバキアは五年以内に交換性を回復し、IMFに加盟することによって、西欧の金融支援をとりつけようとした。それに対して西欧への接近をきらうだけでなく、コメコンの改革が加盟国の経済制度それ自体の改革に発展し、東欧諸国がコメコンから離脱することを懸念するソ連は、一九六八年の八月、チェコスロバキアに対して軍事介入を実施した。それを転機として東欧諸国の経済改革は後退を余儀なくされたが、反面それと同時にコメコンの超国家的統合を指向する動きも、恐怖の眼をもって迎えられることになったのである。⁽¹³⁾ そのような状況の中で一九六九年には、振替ルーブルによるコメコン銀行の多角決済問題が論議され、その翌年にはコメコン投資銀行が設立された。また一九六九年の四月に

は長期的統合計画の導入が決議されたが、一九七〇年末のポーランド事件はまたしても、コメコンにおける経済協力の進展に冷水を浴びせかける結果となったのである。

(ロ) 社会主義的統合の矮小化

再び Zwass の言葉を借りるならば、コメコンは「その歴史上最も重要な文書とともに七〇年代に突入した。それは東欧がはじめて『統合』という言葉によって自らを縛り上げたことを示すものであった⁽¹⁴⁾」。その記念碑的な文書とは、一九七一年の七月、ブカレストにおいて開催された第二五回コメコン総会において承認された「社会主義経済統合総合プログラム」(Comprehensive Programme for the Further Intensification and Improvement of Cooperation and the Development of Socialist Economic Integration Among CMEA)である。上述のようにコメコンの形成と展開の背後には、その敵対者と目されていた EC の影響を無視することができないが、この「総合プログラム」も、同じくローマ条約の定める関税同盟を完成し、十二年間の過渡期間の後に、新しい統合の次元を指向するに至った EC の動きによって触発されたものであった⁽¹⁵⁾。

それ以前のコメコンは、生産の専門化と経済協力を目標とするに止り、それについても漠然とした規定を設けるに過ぎなかったが、「総合プログラム」は、積極的に社会主義経済統合を形成しようとするものであった。そこにおいては、経済政策の協調、および財・サービスおよびある程度の生産要素の域内移動に対する障壁の除去が要務とされるところに、各国の計画を調整するための手段と機構についても規定が設けられた。それに基いて各加盟国は、他の加盟国とコメコンの機関に対して、自国の計画を提出した上、双務的、多角的なサーベイランスをうけることになったが、各加盟国は、他の加盟国の利益を害わない限り、計画の撤回を求められることはなかった(第二五回コメコン総会

は、經濟計畫の調整を促進するための委員会と、科学、技術問題を処理するための委員会を創設することを決定した⁽¹⁶⁾。

しかしながら、「総合プログラム」の多くは、既往の成果を示すものであるよりも、単なるアスピレーションに過ぎなかったものであり、東独とブルガリアとチェコスロバキアが、そのプロンプターであるソ連とともに、これを支持したのに対して、ポーランドの態度は曖昧であり、新經濟メカニズムを推進しようとするハンガリーは、市場価格に基礎をおく新しい制度の導入を提案した⁽¹⁷⁾。そのような状況の中で、所詮「総合プログラム」は、社会主義經濟統合の推進を求める国々と、ソ連の支配する超国家的な統合の代りに、經濟、科学、技術の各分野における協力を重視する国々との妥協の産物にはかならなかったのである。従つてそこにおいては、社会主義經濟統合が自発的に行われ、超国家機関の創設を目的とするものではないこと、各国の国内計画やコメコン諸機関の金融、會計活動に影響を与えるものではないことが明記された。さらにそれが各加盟国の主權、独立、国益、内政不干涉、平等の權利、互恵および友好的相互支援を尊重する社会主義的インターナショナルリズムの原理に立脚するものであることが再確認されたことは、ソ連主導型の經濟統合に対する一部東欧諸国の不信感を逆説的に表現したものととも解釈することができる。

事実その後の展開において、多少なりとも「総合プログラム」の成果がみられたのは、超国家的な統合のレベルよりも、科学技術分野における協力の側面であり、石油のパイプライン敷設計画などが短期間に完成したのも、「総合プログラム」の掲げる長期計畫の調整に基くものであった。また原子力、製鉄、化学、自動制御装置、機械等の基幹的な産業部門においては、品質の改善が重視されるとともに、農業生産についても認識が改められることになった。また域内の開発途上国に対しては、コメコン銀行を通じて低利の融資が実施され、一九七三年の五月にはフィンランドとの間において、非社会主義国との最初の協力協定が締結された。とくに「総合プログラム」において重視されたの

は、通貨と金融面における改善であり、貿易の多角化をはかるためには、振替可能ルーブル (TR, Transferable Ruble) の機能を拡大するとともに、各加盟国における単一為替相場の導入と、交換性の回復が要務とされるに至った(ちなみに一九七三年には、コメコン銀行におけるルーブル残高の部分的交換性について、一部の加盟国が同意したが、それは実施されなかった⁽¹⁸⁾)。域内貿易の促進は、コメコンの国際分業を促進する上からも重要視されたが、「総合プログラム」の実施された後の一〇年間に、域内貿易のシェアは、西欧に対する石油輸出のウェイトが高いソ連を除いては、蒙古の九七・一%を筆頭として、急激な拡大を示した。しかしながらその間においても、ソ連のエネルギーと原料を輸入する見返りとして、東ドイツやチェコスロバキアの機械がソ連に輸出される域内貿易の典型的なパターンには、いささかの変化もなく⁽¹⁹⁾、加盟国は多角貿易を指向するよりも、双務主義を依然として踏襲し続けた。

また長期計画を実施するにしても、新しい制度は何一つ創設されず、計画は依然として、各国あるいは地域ベースの制度的な枠組みの中で処理されるに過ぎなかった。換言するならば「この複雑な統合計画を遂行するために不可欠な制度と複雑な経済メカニズムは不在であった。複雑な計画は、既存の制度の中で達成されるような局部的な方策に矮小化された。(中略)忘れてならないことは、遠大な統合計画がプラハの春に伴う改革の波でなく、その直後にワルシャワ条約軍が暴力によって改革に終止符を打った後に開始されたことである⁽²⁰⁾」。

その結果「七〇年代には、統合という言葉が会話の中で忌避され、総合プログラム⁽²¹⁾は忘れ去られた。技術的な進歩を加速化するための刺激と物的価値は、他の方面に求められることになった」。それを示すかの如くに一九七四年六月のソフィアにおける第二十八回コメコン総会においては、「総合プログラム」に幾つかの修正が加えられることになった。その一つは、コメコンの活動を国際的に拡大することであり、ECおよび若干の開発途上国との間における協力協定の締結が検討されることになった⁽²²⁾。その背景としては、コメコンの加盟国が、第三次産業革命の波に乗り遅

れたため、西欧からの技術の導入が急務とされたこと、折からのデタントの中で東西貿易が復活の兆しをみせたことなどがあげられる。しかしながら切角導入された近代的な技術も、市場原理の機能しない停滞的な社会にあっては、その活性化に寄与することができなかった。それだけでなく、西欧の金融、資本市場から導入された資本は、輸出の停滞（石油に依存するソ連を除く）とも相俟って、徒に對外債務を累積させる結果となったのである。

その後七〇年代の後半には、各国経済計画の調整、就中産業の専門化について論議が集中され、とりわけ一九七五年のブカレストにおける第二十九回コメコン総会においては、統合の目的がエネルギー部門の共同開発計画にしぼられることになった。新に開発される油田は専らシベリアや極東地域に偏在するため、経済力の弱いコメコン加盟国さえも、補助金としてソ連に対する資金援助を求められるに至ったが、この種の協力はコメコンのパートナー貿易を促進するものとして、小国もこれを歓迎しなかった⁽²³⁾。その他天然ガス・パイプラインの建設などの共同プロジェクトや、五か年計画の調整などの面において、若下の成果がみられたが、「総合プログラム」に基く長期の目標計画（Target Program、当初は二〇年、のち二〇年に延長）も、実施計画の不明確性と八〇年代初頭の経済的困難の中で、修正を余儀なくされた⁽²⁴⁾。同じく単一為替相場制度の導入や交換性の確立などの通貨、金融面における懸案事項についても、依然として何らの進展もみられなかった⁽²⁵⁾。そのようにして社会主義経済統合の理念を掲げた「総合プログラム」は、加盟国の利害と思惑の相違から、ECとは対蹠的に統合のヴィジョンを喪失し、プラグマチックなエネルギー部門の共同開発計画に躊躇せざるをえないことになったのである。それはあたかもECが、ローマ条約の大市場構想を打ち出す前の初次的な段階において試みた部門別経済統合のアプローチを彷彿とさせるが、その場合においてもコメコンの共同プロジェクトには、ECS Cにみられるような超国家的な性格を付与することができなかった。ECが関税同盟から共同市場を指向し、さらには通貨統合を模索するに至ったのに対して、コメコンが低次元の経済協力の段階で低徊を

続けざるをえなかったのは、既述のような経済的補完性や、文化的、歴史的連帯性の欠如だけでなく、社会主義の枠組みを物理的な軍事力を梃子として護持しようとするソ連と、その矛盾を西欧型市場メカニズムの導入によって変革しようとする東欧の、相反する経済哲学の対立に基因するものであったといっても差支えがないであろう。

(イ) 共同市場構想の挫折

八〇年代におけるコメコン諸国の経済成長率は、戦後の最低を記録し、公式統計でも、八〇年の前半に正の成長をとげた国は皆無であった。国別にみると、一九八一―八五年に最高の経済成長率を記録したのは東ドイツ(年平均四・六%)であり、最低はポーランドの△〇・八%であった。また一人当り国民所得の伸びをみると、一九八一―八二年にはチェコスロバキアとポーランドが、また一九八三年と八五年にはハンガリーが、それぞれマイナスを記録した。⁽²⁶⁾

その原因は、既に関説したように六〇年代から顕在化し始めていた原料、エネルギーの不足と、輸送設備などインフラストラクチャーの不備、および天候の不順を一因とする食糧不足などに基因するものであった。さらにそれらの原料や食糧事情の悪化は、七〇年代における技術の導入に伴随する資本財と中間財の輸入増加とも相俟って、コメコン諸国の輸入圧力を一段と激化させた。それに対してコメコン諸国の輸出は、原料や資材の不足に加えて、国際競争力にも欠け、輸入の増加をカバーしえなかったため、勢いそれらの国々は、消費の抑制と投資の削減を余儀なくされるに至ったのである。⁽²⁷⁾

そのような状況の中で、一部のコメコン諸国は、域内の経済協力を強化することによって、経済の停滞を克服しようとして企図するに至ったのであり、一九八四年の六月に、モスクワでコメコンのサミット会議が、十五年ぶりに開催されたのもそのためであった。そこに提出された Main Direction は、今世紀の残りの期間における経済統合計画を策

定したものであり、短期的な問題としては、貿易の促進、エネルギー・原材料の輸出を見返りとする品質の高い工業製品貿易の増進、価格設定の弾力化などが掲げられた。一方長期的な課題としては、域内における資源の有効利用と輸出指向型の生産を可能ならしめるような経済構造の改善、経済政策の協調による経済成長の促進、および特定の部門における関係国間の協調などが列挙された。その他東西関係を活性化することの重要性が再確認されるとともに、マクロ経済政策の協調をはかるために、新しい統合の青写真を作成することが合意されたが、七〇年代にヴィジョンとして掲げられた社会主義経済統合の多角的アプローチは放棄され、双務的な連携が強化されることになった。⁽²⁸⁾

一九八五年十二月の第四一回コメコン特別総会は、「二千年までの科学、技術協力計画」(Program for Scientific and Technical Cooperation until 2000)を採択したが、それはその年の三月、ソ連の書記長に就任したゴルバチョフによって手がけられた最初の計画であった。もっともこの計画はゴルバチョフの登場する以前から準備されていたともいわれるが、科学、技術面におけるコメコンの立ち遅れを痛感していたゴルバチョフの登場によって、協力計画のテンポが早められたことは否定することができない。この計画に参加するコメコン加盟国の企業と調査機関は、調整機能を付与された上部機関から特殊なR&Dの任務を与えられ、それを監督する機関は直接外国のパートナーと取引を行うことが可能であった。しかしながら外国との取引を促進するためには、経済的なインセンティブが必要とされ、そのためには人為的な価格や為替相場を改善するとともに、交換性を確立することによって、窮極的に「単一コメコン市場」(unified CMEA market)を創設することが急務とされるに至ったのである。交換性の確立については、一九七一年の「総合プログラム」においても規定されていたが、ブレジネフ政権下においては、この問題の進展がみられなかった。少くとも一九八五年までは、伝統的な方式でも社会主義経済統合の達成に支障がないとの立場がとられていたが、科学・技術協力計画の採択は、そのような政策の転換を示すものであった。⁽²⁹⁾

しかしながら科学・技術協力計画は、中央計画官僚の抵抗だけでなく、計画それ自体が杜撰であったため、一九八六年には何らの進展をもみることができなかった⁽³⁰⁾。そこで一九八六年の十一月には、再びコメコンのサミット会議が招集されたが、計画の促進には寄与しなかった。さらに一九八七年の十月には、モスクワで第四三回コメコン総会が開催され、コメコンの再建について論議が交されたが、ソ連は「漸進的、長期的に社会主義共同市場を創設し、それを EC と共存させようと試みた⁽³¹⁾」。翌年七月のプラハにおける第四四回コメコン総会においては、財・サービス・生産要素の自由移動を目的とする共同市場の創設に努力することが決議（ルーマニアは反対した）されるとともに、その前提として交換性の確立が重要な目標として掲げられた。しかしながらこの構想は急速に退潮せざるをえなかったため、その理由は東欧諸国が経済の再建にあたって、コメコンの協力を強化するよりも、西欧の支援と協力を求めたためである。ソ連も一九八九年までには、コメコンの社会主義経済統合計画の失敗を自認せざるをえなかったためであり、EC をモデルとして、その再建をはかろうとした⁽³²⁾。しかしながらコメコンは、既に一步一步崩壊への途を辿りつつあったのであり、それを象徴するものは、コメコン共同市場の創設と、集団指導制に基くより高次の統合方式について討議するため、一九八九年の三月に予定されていたコメコンのサミット会議が、遂に陽の目をみるに至らなかったことである⁽³³⁾。コメコンの進路については、改革派（ソ連、ハンガリー、ポーランド）と保守派（東ドイツとルーマニア）と擬似改革派（チェコスロバキアとブルガリア）が、相互に対立を続けていたが、改革派が優位を占めるにつれて、「皮肉にもペレストロイカは、コメコンを再生させるよりは、これを滅⁽³⁴⁾じさせることになった」のである。

一九八九年の東欧革命によって、コメコン諸国の共産政権が相次いで崩壊した後の一九九〇年の一月、ソフィアにおいて開催されたコメコンの総会には、従前の改革案を破棄し、より急進的な改革を行うために、作業部会を創設するとともに、コメコンの事務局を縮小し、それを OECD 型の情報センターに改組しようとする意見が提出された⁽³⁵⁾。

一九九一年の七月一日には、東ドイツが西ドイツに金融、経済、社会面で統合され、コメコンを離脱したが、残されたコメコン諸国の一部には、国際経済協力機構 (Organization for International Economic Cooperation) を創設しようとする動きも伝えられた。しかしながら市場経済への移行に先鞭をつけたポーランドとハンガリーとチェコスロバキアは、後発のコメコン諸国と共に新しい経済協力機構を創設する案に反対した。⁽³⁶⁾

そのようなコメコンの分裂に最後の止めをさすことになったのは、コメコンの決済問題であった。交換性の回復については、詳細を後述に譲るが、既述のように一九八八年の七月に開かれたコメコンの第四四回プラハ総会においては、コメコン共同市場を創設するための要件として、交換性の確立が急務であるとの決議が採択され、それを達成するための第一歩として、企業間における部分的な交換性の導入が予定されていた。それに先立つ一九八八年の三月には、既にソ連とチェコスロバキアとの間で、そのための最初の協定が締結されており、企業レベルの債権・債務は、契約に基いて弾力的に決済されていた (残高は従来通りコメコン銀行を通じて清算された)。その竿頭を一步前進させることになったのは、その年の末にソ連とハンガリーの間で締結された協定であり、それによって両国は、一九九一年に国際価格により、ドル決済を行うことについて合意した。一九八九年の七月には、ポーランドもこの協定に関心をよせ、貿易の五—一〇%を、ドルで決済することについてソ連と合意した。⁽³⁷⁾ ソ連が自らコメコンの解体を促進するような行動をとるに至った理由は、経済危機の進行する中で、対外債務を返済し、テクノロジーの導入をはじめとする輸入決済の圧力に対処するためには、ソ連としても交換性をもたない振替ルーブルを蓄積するよりは、ドルを稼得することが要務とされたためである (石油や天然ガスは、ドルを対価として、国際市場で売却することが可能であった)。経済危機が一段と深化するにつれて、ソ連は一九九一年をまたずして、一九九〇年に、他のコメコン諸国に対してもドル決済を要求することになり、その衝撃でソ連の東欧に対する輸出は、一九九〇年中に一八%の減少を記録した (それをうけ

てルーマニアの域内輸出は、逆に四六%も激減した⁽³⁸⁾。そのようにしてコメコン諸国は、振替ルーブルを媒介とする多角決済へのアプローチを放棄し、コメコンの存在意義を自ら否定することになったのである。そのような状況の中で、一九九一年の六月二十八日、コメコンは九〇日の猶予期間を設けて段階的に清算されることになり（一九九一年の九月に解散した）、軍事面においても、一九九一年の七月一日に、ワルシャワ条約機構が同じく解体された。

（補遺） 東欧革命の経緯については、四、において関説するが、ここでは東西両ドイツの統合されるまでの過程を、備忘録的に摘記するに止めたい。指令型計画経済を最後まで信奉していた正統派の東ドイツは、ゴルバチョフの推進するペレストロイカに追随しなかっただけでなく、中国の天安門事件を支持した唯一の国でもあった。しかしながら東欧の優等生といわれた東独も、一九八〇年には経済危機に直面した。一九八九年の五月には、ハンガリーがオーストリアとの国境を開放したため、西ドイツへの難民が迂回的に流出し、その年の十月にはベルリンにおいても大規模なデモが発生した。ホーネッカーはこれを武力によって鎮圧しようとしたが、大衆の示威には抗しえずして辞任し、ベルリンの壁も撤去された。

ゴルバチョフは、人権問題、米ソ INF 条約の締結（一九八七年）、冷戦構造の雪どけなどを背景として、一九九四年迄に東欧からの撤兵を約束する反面、ドイツの統合は孫の世代の問題であるとのべていた。フランスのミッテラン大統領も、一九八九年の十二月、キエフにおいてゴルバチョフと会談し、ドイツの統合を阻止しようとしたが、ソ連の政治的危機と経済的混乱が激化するに伴って、ゴルバチョフもドイツの中立を条件として、一九九〇年の二月、米英仏の三か国および東西ドイツの代表と協議する用意があると声明した。欧米諸国はドイツの NATO への加盟を要求したが、その対案としてソ連は、ドイツの NATO とワルシャワ条約機構への同時加盟、あるいはソ連の NATO 加盟を提唱した。その後、コール・ゴルバチョフ会談が行われ、NATO 首脳会談も核の使用をラスト・リゾートに止める方針を発表したため、ソ連もドイツの中立宣言、兵員の制限、化学兵器の使用禁止、ドイツを中心とする西欧の対ソ金融支援を条件として、ドイツの NATO への加盟を承認した。それをうけて一九九〇年の九月には、六か国外相会談が開催され、その翌月に併合条約が調印された。その年の十二月には統一後最初の総選挙が行われ、コールが首相に就任したが、それに先立って、同年七月一日には、経済、金融、社会面で東西両ドイツの統合が実施された。

（一） Jozef M. van Brabant, *Adjustment, Structural Change, and Economic Efficiency*, Cambridge, 1987, p. 29. ブラバントによると、一九四八年の末には、バックグラウンド・ペーパーが準備されたというが、その詳細は明かでない (*Ibid.*, p. 32)。以下

Adjustment と略称)。

- (2) Brabant, *Economic Integration in Eastern Europe: A Handbook*, NY, 1989, p. 21 (以下 *Handbook* と略称)。ただし事務局の所在は、一九五九年の憲章制定まで明確に規定されず、五四年までは総会が唯一の正式な機関であった。なお拠出は金、交換可能通貨またはルーブル(ソ連のみ、推定)によるものとされた (Brabant, *Adjustment*, pp. 40-41, 33)。
- (3) Brabant, *Adjustment*, p. 24.
- (4) Tibor Palankai, *The European Community and Central European Integration: The Hungarian Case*, NY, 1991, p. 54. Giuseppe Schiavone, *The Institutions of COMECON*, London, 1981, p. 16.
- (5) Brabant, *Handbook*, p. 17.
- (6) シェーファーは次のようにのべている。「コメコンは活発な会議の場であり、情報の巨大な集積と多忙な帳簿係であったが、その役割りは本質的に受身であり、一度会議が終って、各国の代表が帰国すると運営上殆んど何もなされなかった」(Henry Wilcox Schaefer, *Comecon and the Politics of Integration*, NY, 1972, p. 5.
- (7) Adam Zwass, *The Council for Mutual Economic Assistance*, NY, 1989, pp. 14-17. なおブラバントは「ロメコンの活動が停滞した理由として、ソ連が非妥協的であり、東欧諸国が自国本位であったことなどをあげている (Brabant, *Adjustment*, p. 60)。
- (8) Schiavone, *op. cit.*, p. 21. ポーランドの場合は、一九五二―五五年の工業投資のうち、十一%が軍事目的に充てられた (Michael Kaser, *COMECON*, London, 1965, p. 19)。
- (9) Zwass, *op. cit.*, p. 22, 26, 33. 一九五八年の五月には、加盟国共産党の書記長会談が開催され、産業の専門化について協議した。また一九五八年十二月の第十回コメコン総会では、そのための勧告を採択した。それに基づいてソ連の石油を輸送するためのパイプ・ライン計画が決定されたが、ルーマニアの提唱する共通投資基金の設立は見送られた (Schiavone, *op. cit.*, pp. 24-25)。
- (10) Schiavone, *op. cit.*, p. 20.
- (11) Zwass, *op. cit.*, p. 38.
- (12) *Ibid.*, pp. 26-27, 32. 一九六四年には金属生産の調整を目的とする Intermetall と Organization for Cooperation in the Ballbearing Industry (ルーマニアは不参加) が設立されたが、それ以外の機関は陽の目をみなかった (Schaefer, *op. cit.*, p. 5)。
- (13) Schaefer, *op. cit.*, pp. 6-7, 16.

- (14) Zwass, *op. cit.*, p. 94.
- (15) Brabant, *Handbook*, p. 85.
- (16) Brabant, *Adjustment*, p. 65, Schiavone, *op. cit.*, p. 35.
- (17) William V. Wallace and Roger A. Clarke, *COMECON Trade and the West*, London, 1986, p. 9.
- (18) Zwass, *op. cit.*, p. 87.
- (19) *Ibid.*, p. 85.
- (20) *Ibid.*, p. 95.
- (21) *Ibid.*, p. 87.
- (22) Schiavone, *op. cit.*, p. 36. 一九七五年の七、八月にはコメコンとイラク、メキシコとの間で協定が締結された (*Ibid.*, p. 38.)。
- (23) *Ibid.*, pp. 102-3.
- (24) これは通常の年次または中期計画では達成できないような計画であり、エネルギー・原料の需給改善、食糧供給の改善、消費財の供給増加と質の改善、エン지니어リング部門の専門化、輸送制度の確立について、多く産業専門化協定が締結された (Brabant, *Adjustment*, pp. 68-69)。
- (25) Schiavone, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (26) Brabant, *Handbook*, p. 104.
- (27) *Ibid.*, pp. 103-105. なお六〇年代にはコメコン諸国全体として、エネルギーおよび原料が輸入超過になっていた。八〇年代にはソ連から輸入された石油が、東欧における石油消費量の八〇%を占めていた (Vlad Sobell, *The CMEA in Crisis*, NY, 1990, pp. 11-12)。
- (28) Brabant, *Handbook*, pp. 114-116. コメコン諸国サミット会議の成果は、出席者の期待を下廻るものであったといわれる (*Ibid.*, p. 116)。
- (29) Sobell, *op. cit.*, pp. 41-42. 科学、技術協力計画は、エレクトロニクス、オートメーション、原子力燃料、新素材、バイオの分野における協力を実施しようとするものであり、一九八六年には新しい常任委員会が創設された (Brabant, *Handbook*, p. 117)。
- (30) 一例として一九八六―九〇年の五か年計画も、実施の直前に至って急遽承認されるに至ったため、各国の計画に織り込ま

めには、時間的な余裕が不足していた (Brabant, *Handbook*, p. 121)。

- (31) Laszlo Csaba, "The Rise and Fall of the Council of Mutual Economic Assistance", in Jyrki Iivonen (ed.), *The Changing Soviet Union in the New Europe*, Hants, 1991, p. 196.
- (32) 東独とルーマニアおよび非ヨーロッパの加盟国は、たえずサボターージュを行った (*Ibid.*, p. 196). Brabant, *Handbook*, p. 122. Neil Malcolm "The Soviet Concept of a Common European House", in Iivonen, *op. cit.*, p. 66.
- (33) Sobell, *op. cit.*, p. 45.
- (34) *Ibid.*, pp. 62-63.
- (35) *Ibid.*, p. 78.
- (36) Cyril E. Black, et. al., *Rebirth: A History of Europe since World War II*, Boulder, 1992, p. 154.
- (37) Sobell, *op. cit.*, p. 43. Csaba, *op. cit.*, pp. 196-198, 202. なおハンガリーは、二〇年前から連年の間で limited convertible currency accounting を実施していたと云う (Csaba, *op. cit.*, p. 202)。
- (38) Giles Merritt, *Eastern Europe and the USSR*, London, 1991, pp. 98-99.

三 「メロン」の貿易と決済制度

(イ) 貿易と共通価格制度

第二次世界大戦後の資本主義社会は、自由・多角・無差別貿易をスローガンとするガットと、それを通貨、金融面から支援するブレトン・ウッズ体制(具体的にはIMFと世銀グループ)を車の両輪として、戦後の新しい経済秩序を構築したが、それと全く異質の原理に立脚するものは、ECによって代表される地域的関税同盟とUNCTADを舞台とする一般特惠関税であった。もともと自由貿易は強者の論理にはかならなかったが、アメリカの国際競争力が低下するに伴って、戦後の自由貿易原則も次第に転調し、七〇年代の初頭以来台頭し始めた保護主義は、変動相場制度下における為替相場の不整合性を背景として激化の一途を辿っている。しかしながらガット原則を建前とする西欧の先

進主要国においては、麻薬や武器、専売品など法律の規制するもの以外は、自由に貿易を行うことが可能であり、それに従事するものの資格も問われない。貿易業者は、最少限度の法令を遵守する限り、自己の採算とリスクにおいて、直接外国のパートナーと貿易取引を行うことが可能である。市場経済を建前とする西欧先進国の場合といえども、貿易は比較生産費だけで決定されるものでなく、品質、性能、引渡条件、アフターケアなどの非價格的要因が重視され、場合によってはブランドや長年の取引関係までが考慮されるが、ここでは同時にコスト、価格、為替相場、金利などの價格要因が重要な役割を果している。それに対してコメコン諸国は、不等価交換とそれに伴う経済的な搾取等、資本主義の悪影響を排除するために、資本の移動を禁止し、貿易を国有化するとともに、きびしい管理規制を実施してきた。それだけでなくコメコン諸国の貿易は、経済計画を達成するための一手段であり、その結果として貿易は、加盟諸国の生産および販売計画の一要素として、国内計画の中に織り込まれるとともに、コメコン諸国の双務的な通商協定によって、国際的にも目標の達成が保証されていた。そのような指令型計画経済の一環としてのコメコンの貿易制度は、市場経済の原則に基く西欧の貿易制度とは異なるいくつかの特色をもっていた。⁽¹⁾

① 国内価格と国際価格が乖離し、各貿易担当機関の関心は、国内価格で表示された計画目標を達成することにかかれていた。② 上述のように、先進資本主義国の場合といえども、貿易の流れを決定するものは、必ずしも比較生産費の原理だけではないが、コメコンの貿易を決定したものは価格よりも、中央の計画に基く指令であった。しかもコメコンの域内における貿易は、双務的な通商協定に基き、義務的なクォーターの形で、目標の達成が保証されていた。③ 双務協定の期間は五年であり、それぞれの年毎に規定が設けられていた。価格は市場メカニズムを排除するため五年ないしはそれ以上の期間、固定されていた（詳細は後述）。

コメコン諸国の双務的な貿易収支は、バランスするように計画されていたが、計画が咀嚼し、一方の国が出超を記

録した場合といえども、その残高は振替性も交換性も認められず、自動的に決済することができなかつたので、縮小均衡に陥る危険性を孕んでいた。また価格が人為的に固定されていたため、採算の確定と効率性の判定が困難であつただけでなく、インセンティブも作用しなかつたため、それを補正するためには複雑な操作が必要とされた。次に簡単にコメコンの貿易制度を一瞥してみることにしよう。

コメコン諸国の貿易制度は、既述のように国家が独占し、外国貿易省が、国家計画委員会の策定する国民経済計画の一環として、貿易計画の策定と貿易関係業務の監督にあたつていた。その監督下にあつて外国との契約と取引の遂行にあたつていたのは、専門の貿易公団であり、そのほか、税関、通商代表部、商工会議所、卸売・生産企業、協同組合、保険機関等の補助的機関が存在した。貿易計画の策定は二段階に分れ、予備的計画は、国家計画委員会が、外国貿易省およびゴスバンクと協議の上で作成した。それは生産、外国貿易大臣に送付され、そこで検討を加えられた後、貿易公団に送付された。逆に貿易公団は、輸入の必要量を推定し、国家計画委員会にこれを送付した。それをうけた国家計画委員会は輸出入の均衡をはかるため、最終的な貿易計画を策定する。この計画が閣議で決定されると、貿易公団に対して指令が出され、公団はそれに基いて、外国企業との契約を行うことになる。公団に指令された目標は、通常数量ベースと国内価格ベースで表示され、商品は輸出入別に示されていた。その場合には輸出よりも輸入、とくに消費材よりも機械類の輸入の場合に、詳細な商品別の分類が行われ、域内取引については交換可能通貨地域の場合よりもこまかく商品別の分類がなされていた。⁽²⁾

そのようにして策定された貿易目標は、二国間の通商協定によって、国別に輸出入の数量と金額が定められ、国内計画に定められた公団、企業に対する資源の割当は、それを勘案して行われた。二国間の輸出入は既述のごとく長期的にバランスしなければならぬが、価格が急変した場合に、輸出入の数量を増減させたり、あるいは後述のハード

商品 (hard good) とソフト商品 (soft good) を交換することによって、貿易の収支尻を調整するような便法は一切認められなかった。⁽³⁾

コメコン諸国の貿易制度は国家が独占し、直接管理を行っていただけでなく、価格面においても外国から遮断されていた。隔離政策は資本主義国だけでなく、他のコメコン諸国に対しても、同じくとられていた。コメコン諸国が内外価格を遮断することによって、国内価格の安定化に乗り出したのは、一九五〇年の朝鮮戦争勃発時のことである。それ以前は国際価格が援用されていたが、朝鮮戦争を契機とする投機的な物価の上昇に伴って、輸入インフレが発生するのを防ぐため、コメコンの域内貿易に対しては、平均的な国際価格が共通価格として採用されることになったのである。(当初は一九四九―五〇年に適用されたが、次いで一九五四―六〇年、一九五六―七年も適用された)。一九五八年のブカレスト協定 (Bucharest Agreement) によって、将来は世界市場価格 (過去一五年間の平均) によることとなり、この原則は一九六二年の「社会主義的国際分業の基本原則」によって承認された (なおコメコン諸国は、状況に応じてマーク・アップをみとめられたが、その額は困により、商品によって異っていた)。それに対してハンガリー、ポーランド、チェコスロバキアなどの国々は、六〇年代の半ば以降、国際価格を勘案して、卸売価格を改訂することにより、内外価格の分離政策に局部的な修正を加えたが、それは経済改革の一環として実施されただけでなく、注記のような価格平衡メカニズム (Price equalization mechanism) の支出を削減するためでもあった。⁽⁴⁾ しかしながら内外価格の分離政策は、非現実的な為替相場や国内価格の設定とも相俟って、外国貿易や国際分業の適切な指標を欠くことになり、それを補正するために開発されたスキームも複雑をきわめていた。⁽⁵⁾ また人為的な価格制度の副作用として、コメコン諸国は、全体的な数量と金額を、双務的に均衡させるだけでなく、ハード商品 (国際競争力をもつ商品または域内の工業化に不可欠な原料等) あるいはソフト商品 (品質が劣るか、生産の過剰な商品) ごとに、それぞれ輸出入の均衡をはかることになったので

ある⁽⁶⁾。

しかしながらそのような矛盾を抜本的に解決するためには、国内価格を国際価格に接近させることが必要であり、一九七一年の「総合プログラム」は、一九七六―八〇年の貿易交渉において、国際価格を使用することを決定した。七〇年代初頭の石油危機を契機として、エネルギー、原材料価格が高騰するにつれて、一九七五年の一月にコメコン諸国は、モスクワ協定 (Moscow Agreement) を締結し、国際価格への接近を促進することになった (前三年間の移動平均価格によることとし、適用の期間は五年から一年に短縮された)。とくに原材料については、国際価格への接近がすめられ、工業製品の価格は、輸出国および、産業専門化協定の定める生産費に基き、交渉によって決定されることになった。この方式は一九七六―八〇年にも適用され、一九八〇年にはさらに一九八一―八五年にも延長することが合意されたが、一九八五年以降については、その改廃をめぐって意見が対立した⁽⁷⁾。このモスクワ協定は一九八五年以降も持続されたが、石油価格の値下りに伴って、それ以前とは逆にソ連が有利となったため、東欧諸国は本協定がソ連に対する補助金にほかならないとして不満を表明した⁽⁸⁾。そのような東欧の要求に応えるような形で、ソ連は一九八八年の末に締結されたハンガリーとの協定により、既述のごとく一九九一年以降、国際価格により、ドル決済を行うことになったのである。

(補遺) 八〇年代の半ば以降における主なコメコン諸国の貿易自由化の動きは次のとおりである。(イ) チェコスロバキア……一九八八年の七月に対外経済関係法が発効し、外国貿易省監督下の機関が依然として大宗を占めていたが、企業の対外経済活動がみとめられた。一九九〇年の四月以降は、登録制に移行した。動植物取引等若干の例外を除くと、ライセンスは不要となった (IMF, *The Czech and Slovak Federal Republic, Occasional Paper No. 72*, Washington, 1990, p. 42)。(ロ) ハンガリー……一九八一年以降、並行的貿易取引が増大した。一九八六年には輸入権が拡大され、一九八七年には交換可能通貨地域間の輸出が、一百万

ドルをこえる場合には、いかなる企業に対しても直輸出が承認された。一九八七年には事前申請を条件として、企業の貿易取引がまとめられるとともに、登録制に移行した。一九八七年の初頭には、交換可能通貨地域からの輸入の自由化枠が拡大された。一九九一年には自由化がさらに拡大され、全輸入の九一％が自由化された。既述のようにコメコンの域内貿易も国際価格に基くドル決済に転換した (IMF, *Economic Reform in Hungary*, Occasional Paper, No. 83, Washington, 1991)。(ハ)ポーランド……一九九〇年の一月、一夜にして輸入ライセンスと数量制限を撤廃し、自由化を断行するとともに、貿易の国家独占を廃止した (Susan M. Collins and Dani Rodrik, *Eastern Europe and the Soviet Union in the World Economy*, Washington, 1991, p. 62)。(ニ)ルーマニア……一九九〇年二月、民間企業の貿易取引を自由化するとともに、国营企業も中央の指令から解放されたが、一時的な措置として、輸入ライセンス制が導入された (IMF, *The Romanian Economic Reform Program*, Washington, 1991, pp. 21-22)。(ホ)ソ連……他のコメコン諸国と比較すると相対的に立ち遅れているが、僚国のように国内改革の副産物ではなくて、貿易面の改革が先行的に実施された。一九八七年には、多くの政府機関、企業、協同組合に対して、外国との直接取引を許容するとともに、合弁企業も同じくこれを見とめられた。新しい監督機関として、State Commission on Foreign Economic Relations が創設され、国家が貿易を独占しているものの、次第に政府機関だけでなく、企業に対しても、貿易権が拡大された (Lavigne *op. cit.*, pp. 137-138)。

(ロ) 決済制度とコメコン銀行

一九三〇年代初頭の世界恐慌の過程で、外貨不足に直面したヨーロッパの国々は、双務的な為替清算協定を締結し、外国為替の使用を節約しながら、対外決済を行うとともに、それを双務的な通商協定によって規定されたクォータ制度に連動させることによって、対外収支の均衡をはかろうとした。そのような清算制度は戦後も持続されたが、一九五〇年の九月に創設された E P U (ヨーロッパ決済同盟、European Payment Union) によって、ヨーロッパの主要国は、多角的清算を実施し、一九五八年に部分的な交換性の回復を達成した。

同じくコメコン諸国も、双務的な通商、清算方式を踏襲したが、ヨーロッパの主要国と異なることは、コメコン諸国

が交換性の回復に対して、拒否的な態度を示してきたことである。何となればコメコン諸国が交換性を回復する場合には、為替市場を媒介として、直接西欧の経済システムに連動され、為替相場を通じて市場経済の原理が、指令型計画経済の中に透過することが危惧されたためである。その結果としてコメコン諸国は、海外への旅行者など若干の例外を除くと、原則として交換性を許容せず、域内貿易の決済も、外貨を使用しないで、双務的な協定に基いて清算された。この双務的な清算方式は、バーゲイニング・パワーをもたない開発途上国に対しても、部分的に適用されたが、交換性を回復した西欧主要国との決済は、国際価格に基き、交換可能通貨によって行われた。

① 西欧諸国との貿易代金の決済……コメコン諸国の国立銀行または外国貿易銀行を経由して行われたが、外貨の決済は、これらの銀行がコルレス契約を締結している西欧の商業銀行、または西欧の主要金融市場に進出している共産圏の商業銀行における口座の振替によって行われた（共産圏の商業銀行は、貿易取引の決済だけでなく、コメコンおよびコメコン加盟国の政府機関に対して、信用を供与した）。その他西欧の政府、商業銀行は、コメコンの加盟国と求償協定（compensation agreement）を締結し、クレジット条件で財・サービスを輸出する代りに、鉱山や上場の生産物を交換可能通貨で買い取って、当該輸出代金の返済に充当する方式など、所謂カウンター・トレード（counter trade）を実施した。カウンター・トレードには、物々交換（barter）、見返り購入（counter purchase、輸出の見返りに輸入国より物資を購入する方式）、戻し買い（buy-back、生産分与方式、技術、プラント等を輸出し、その生産物を輸入する方式）、相殺（offset、部品や資材等を輸入し、それを使用した武器、航空機等を当該国に再輸出する方式）、清算勘定方式がある⁽⁹⁾。

② 開発途上国との貿易代金の決済……開発途上国は一般に為替制限がきびしいため、両当事国はそれぞれの中央銀行に、相手国中央銀行名義の勘定を開設し、それを貸借記することによって決済を行った。その場合には二国間の債権・債務を厳密に均衡させることが困難であり、一定限度まで支払いを猶予するスウィング（swing）が設けられた。

最終的な決済は、ドルなどの交換可能通貨によって行われたが、場合によっては、未決済残高を第三国との決済に振りかえることを認める方式も採用された。一例として一九六五年にチェコスロバキアは、ギニアに対する清算残高をもって、イギリスから輸入した船舶の代金に充て、イギリスはそれを用いて、ギニアから鉄鋼石を輸入した。この種の差別的な通貨措置は、IMF協定に抵触するため、IMFの加盟国との間における取引は、為替市場を経由し、交換可能通貨によって行われる通常の決済方式に切りかえられた。なお中国、北朝鮮、ラオス、アルバニアは、コモコン銀行の多角的清算システムを利用した⁽¹⁰⁾。

③ コメコン加盟国相互の決済……当初は加盟国相互の間で双務的に清算が実施された。債権・債務はルールで表示されたが、ルールは交換性をみとめられなかった⁽¹¹⁾。一九五七年の六月にはワルシャワ協定 (Warsaw Agreement, 正式には Agreement on Multilateral Clearing among CMEA Member Nations) が締結され、ハード・カレンシーや金に交換することが可能なハード商品の貸方残高に対して、多角的な振替性を付与する一方、債務の累積を防止しようと試みた。その協定によって借方の残高に対しては、貿易相手国に対する輸出の三％を限度とし、その四分の一を超える部分に対して、二・三％の利息が徴収されることになった。清算業務は、当初ゴスバンクの外国部、のちには外国貿易銀行 (Vneshtorgbank) が担当したが、多角的清算の実績はマージナルなものに過ぎなかった。その原因としては、次のような理由があげられている⁽¹²⁾。

① 双務的な貿易協定が基底に存在していた上、それが各国のクォータに連動されていたこと。② 既に各国の経済、貿易計画が決定されていたため、それを事後的に修正することが至難であったこと。③ 多角的清算の対象となるハード商品が希小であり、加盟国としてはそれよりも赤字の発生を防ぐことに関心を示したこと。④ 多角的清算を利用しなくても、ハード商品は西欧に輸出することによって、交換可能通貨を取得することが可能であったこと。⑤ 多角的

清算は自動的でなく、別途の特別なとり決めが必要とされたこと。

その結果としてコメコンにおける最初の部分的な多角化への試みは失敗し、出超国は次年度に貿易の相手国から補完的な供給を仰ぐか、不急不要の商品を必需品との抱き合せなどの不利な条件で輸入した上、それを再輸出するか、いずれかの選択を迫られることになった。そのために域内貿易は縮小均衡を余儀なくされ、極端な場合には、貿易の相手国が輸入を希望しても、二国間の貿易をバランスさせる必要上、生産を停止する国さえもみられたという。⁽¹³⁾

もともと双務主義は、一九六二年に採択された「社会主義的国際分業の基本原則」にもとるものであり、一九六二年には多角的清算を実施するため、コメコン銀行の創設を求める論議が高まった。しかしながらコメコン銀行を創設するための準備作業は、一九五八年五月六月のプラハにおける国立銀行総裁会議を皮切りとして、着々と進められつつあったのであり、コメコン銀行の創設と振替ルーブルの導入を目的とする条約が調印されたのは、一九六三年の十月のことであった。当初は International Bank for Economic Cooperation と名付けられる予定であったが、その案がドロップされたのは、社会主義以外の国々に対しても、門戸を解放するためであったとみられている。⁽¹⁴⁾ コメコン銀行の本部はモスクワにおかれ、一九六四年の一月に開業した。授権資本は三億 TR (金と等価) とされ、クォータは貿易のシェアを基準として決定された(ソ連のシェアは三八・七%であった)。メンバーはユーゴスラビアとアルバニアを除く社会主義国によって構成され、域外の国々に対しても参加が呼びかけられた。⁽¹⁵⁾ コメコン銀行の決済は EPU をモデルとするものであり、その手続は次のようなものであった。①各国の公認銀行(各国一行)はコメコン銀行に口座を開設する。②加盟国間の貿易取引は、その勘定の振替によって決済される。③各国の公認銀行は毎営業日後、電信で他の加盟国に対する輸出取引の金額をコメコン銀行に連絡する。④コメコン銀行は輸出国公認銀行の勘定を貸記すると同時に輸入国公認銀行の勘定を借記する。

コメコン諸国との貿易取引には、信用状が用いられることもあるが、インカッサ (incasso) 方式が通例であった。その場合の貿易取引当事者と公認銀行間の手続きは、大要次の如くであった。①輸出者は船積と同時に書類を輸出地の公認銀行に提出し、直ちに自己の勘定に代り金を自国通貨で入金して貰う。②輸出地の公認銀行は書類を輸入地の公認銀行に送付し、③後者はさらに引受を求めため、それを輸入者に転送する。なお西欧の輸出業者もコルレスを通じて、TRで代り金をうけとることも可能であった。旅行、外交官、家族送金等の貿易外取引は、二国間で均衡をはかることが困難なため、一九六三年のプラハ協定(決済の対象となる項目がリスト・アップされていた)と、それをより詳細なものにした一九七一年のブカレスト協定、および加盟国相互の協定により、コメコン銀行を経由して、TRによる決済が行われた。またコメコン銀行の多角的清算の結果、貸方残高が運転資金を超える場合は、高利廻の預金に振替えることができた⁽¹⁶⁾ほか、非加盟国との間で、交換可能通貨または第三国の清算残高にスワップすることも可能であった(非加盟国はそのようにして取得したTRを、コメコン加盟国からの輸入の決済に使用することが可能であった)⁽¹⁷⁾。

その他コメコン銀行の業務としては、季節的、一時的な資金の不足に対処するための決済信用(通常は三〇日以内)と、域内貿易の促進をはかるための有期信用(期間二年。ただしコメコン銀行の理事会が承認した場合は、二一三年)の供与があり、一九六五年には域外諸国の加盟を促進するため、多角的清算機構の利用を条件として、低利の貸付を行った。またコメコン銀行は加盟各国の援助を一元化し、アジア、アフリカ諸国に対しても、援助を行ったが、コメコン銀行は交換可能通貨の保有量が少く、資金の調達力にも限界があったため、援助機関としての活動にはみるべきものがなかった。そのほかコメコン銀行は交換可能通貨と金の取引をみとめられたほか、一九六九年以降は、ヨーロッパの金融市場において中期の資金をとり入れた上、それを加盟国に再融資した⁽¹⁸⁾。

さらにコメコン銀行は、短期の貿易信用だけではなくて、工業プロジェクト、とくに合弁事業を支援するために、

TRまたはその他通貨建の融資を行った。またコメコン銀行は、非加盟国の開発援助を促進するため、それらの国々に対して行われるコメコン諸国の輸出に対しても、中(期間五年以内)、長期(最長十五年)の信用を供与した。⁽¹⁹⁾

コメコン銀行における多角的清算メカニズムの中核をなしたのは、TRであり、その価値はソ連のルーブルと同じく純金〇・九八七四一二グラムに等しいものとされた。しかしながらTRはそれ自体の内在的価値をもたなかっただけでなく、金またはソ連ルーブルに交換することもできなかった。従ってTRは、コメコン加盟国の債権、債務を共通の分母に引直すための帳簿上の計算単位に過ぎなかった。またTRはコメコン銀行における口座の振替を通じて、決済手段としての機能を果していたが、取得されたTRは、通貨交換性だけでなく、財・サービスを自由に購入することができる物的交換性さえも認められていなかった。TR残高は、準備資産としての機能を果すことができなかった。もともとTR残高の発生は、予備的動機に基くものでも、利息収入の稼得を目的とするものでもなく、単に貿易相手国の財の供給計画が咀嚼したことによるものでしかないのである。それだけでなくコメコン銀行における清算は、加盟各国からコメコン銀行に提出された年間の支払計画に基いて実施されるので、その残高は出超国の一存で自由に使用することができなかった。それを使用するためには、別途の協定で、①ネットの借方残高を保有する国に対して、相手国が一定の価格で一定の財または自国通貨を引渡すか、②ネットの借方残高を保有する国が他の加盟国の通貨に交換することを認めるか否かを、規定しなければならなかった。⁽²⁰⁾ そのような欠陥を是正するため、一九六八年にポーランドのエコノミスト H. Kiesel は、EPUと同じように、段階的に金またはハード・カレンシーの決済を、債権国、債務国ごとに異なる比率で、逡増させる案(第一段階においては債務国に対して、債務の一〇%を金またはハード・カレンシーで支払わせる反面、コメコン銀行は債権国に対して、債権の七%を金またはハード・カレンシーで支払うものとする)を発表し、一九七三年にもポーランド

が同旨の提言を行った⁽²¹⁾。一九八〇年の「総合プログラム」も交換性の導入について勧告を行ったが、コメコンの多角的清算機構は、遂に双務主義を超越することができなかった。上述のようなコメコン銀行のパフォーマンスを総括する上で、ブラバントの次の評言は、正鵠をえたものといえるであろう。「コメコン銀行は、狭い技術的な帳簿係といういみで、TR建の信用を与える上で重要な役割を果し、西欧の市場で調達した資金を仲介する手段ともなった。しかしその主たる機能である双務主義を地域的多角主義に切りかえ、TR建の援助によって、域内と域外の著しい通商上のギャップを漸進的に補填する上で、コメコン銀行はぶざまな失敗をした。(中略)それはTRが純粹の計算単位に止り、統合の過程で何らの役割をも演じなかったことに基因する⁽²²⁾」。

(イ) コメコン諸国の為替相場制度

コメコンの為替相場制度は、指令型計画経済体制の一翼を構成する貿易の国家独占形態と表裏一体の関係におかれていたが、物量計画中心のコメコンにおいて、「かね」の範疇に屈する為替相場は、本来的に第二義的な役割しか付与されていなかった。それに加えてコメコンの決済制度は、実質的に双務的な清算制度に立脚するものであり、為替市場を否定するコメコンにおいては、もともと為替相場の本来的な機能が發揮される余地が存在していなかったのである。コメコンの加盟国において為替相場は、外国為替市場における投機などの好しからざる影響を伝搬する仲介手段とみられており、それを防止するためには、為替相場の調節機能に人為的な規制を加えるとともに、交換性を剝奪することによって、通貨面から内外の市場を遮断することが必要とされたのである。その結果として為替相場は、僅に統計を作成するための技術的な手段として、消極的な役割を果すに過ぎなくなり、市場経済機構の下におけるが如きマクロ経済の調節機能を發揮することができなかった。また外国貿易を操作するにしても、その手段として用いられ

たのは、為替相場ではなくて、実物中心の経済・貿易計画や、輸出入平衡メカニズムであった。しかしながら為替相場を人為的に固定する場合には、貿易面における価格制度と同じように、二重制度 (two-tier system) が形成されることとなり、公定相場と経済実勢との乖離を調整するためには、為替相場係数 (exchange rate coefficient) の導入が必要とされたのである。ソ連の場合には、この為替相場係数が、三、〇〇〇ないしはそれ以上の数にのぼったともいわれるが、⁽²³⁾その導入は、複数为為替相場制度の採用とも相俟って、コメコン諸国における為替相場の体系を、きわめて複雑なものとする事になったのである。

まずコメコン諸国の為替管理機関について概観することとするが、外国為替の操作は、指令型計画経済の中に組み込まれ、外国為替の集中と配分も、外国貿易の国家的独占に対応する形で、国家の計画と指令に基いて、コントロールされていた。外国為替管理機構の頂点に立っていたのは、外国貿易の場合と同じく、国家計画委員会であり、大蔵大臣はそれをうけて、国家予算と金融面の計画を策定するとともに、国立銀行と協議して国際収支に関する計画を策定した。国立銀行は大蔵大臣の監督の下に為替の管理と操作を行ったが、ソ連のように外国為替専門銀行を別に設けていた国もある。

次にコメコン諸国の為替相場制度を概観することにするが、これらの国々の為替相場制度は、既述のように複数为為替相場制度をとっていた。

①公定相場 (official exchange rate) ……為替平価に相当し、その国の通貨の対外価値を示す基準となる相場をさす。コメコン諸国にとって、キー・カレンシー的な役割を演じていたルールは、当初金平価を基準とし、一九三七年の七月には、それまでリンクしていたフランス・フランが金平価を停止したため、ドル・リンクに変更するとともに、対ドル平価を設定した。その後ルーブルの公定相場は、次のような変遷を辿ってきた。①一九三六年十月—一九五〇

(別表1) 社会主義国通貨の金平価と対ルーブル相場

	通貨単位	公定相場	非商業的為替相場	金平価(グラム)
アルバニア	Lek	18.00	11.94	0.1777
ブルガリア	Lev	76.92	128.21	0.759548
チェコスロバキア	Koruna	11.82	10.36	0.123426
中国	Yuan	42.17	77.52	0.36098
北朝鮮	Won	74.93	69.44	0.740559
キューバ	Peso	90.00	—	0.888671
東ドイツ	Mark	40.50	31.25	0.399903
蒙古	Tughrik	22.50	23.92	0.222168
ポーランド	Zloty	22.50	6.54	0.222168
ルーマニア	Leu	15.00	12.05	0.148112
ハンガリー	Forint	7.67	7.63	0.075757
ベトナム	Dong	30.60	52.08	0.302
ソ連	Ruble	—	—	0.987412

(注) 公定相場と非商業的為替相場は対ルーブル建 (Per 100 Units)

(出所) Giuseppe Schiavone, *The Institution of COMECON*, London, 1981, p. 144 より再録。

年三月……一ルーブルは純金〇・一六七六七グラムに相当し、ドルの金平価から裁定して、対ドル公定相場は一ドル〇・五・三〇ルーブルと定められていた。⑤一九五〇年三月……ルーブルの金含有量を、純金〇・三三二一六八グラムに変更したため、対ドル公定相場は一ドル〇四ルーブルとなった。それに対して蒙古やポーランドは、金平価を据置いたが、もともとこれらの国々は、金準備は愚か十分なルーブルさえも保有せず、その通貨も交換性を認められていなかったもので、それらの国々の金平価は名目的なものにしか過ぎなかった。⑥一九六一年一月……ソ連は幣制改革を実施し、旧ルーブルの一〇倍に相当する重ルーブル (heavy ruble) を制定した。金含有量が〇・九八七四一二グラムに上げられたため、対ドル公定相場は、一ドル〇・九〇ルーブル (一ルーブル〇・一一ドル) に変更された。⑦一九七〇年代にはドルが二回に渉って切下げられたが、ソ連の金平価は不変であった。従って一九七一年十二月二十四日のスミソニアン調整にあたっては、一ドル〇・八二九ルーブル (二ルーブル〇・二二ドル) に改定された。⑧その後一九八〇年の三月には、一ドル〇・六四七五ルーブルに改定された。そ

のようなルーブルの調整については、ルーブルが交換性をもたないため、その意図が疑問視されたが、その理由は政治的な理由を別にすると、ソ連の経済学者が説明したように、ルーブルが過大評価になっていると、貿易公団の国内における輸出入物資の買入価格が、外国の市場における販売価格を上廻り、補助金の支出が増大するので、それを抑制するためであったとみられている⁽²⁴⁾。

他のコメコン加盟国通貨の対ルーブル公定相場は相互の金平価から裁定されたものであり、スミソニアンの多角調整時における金平価と対ルーブル公定相場は、別表一の如くであった。これらの国々は一九七一年八月十五日のニクソン・ショック時に、対ドル相場を据置いたので、事実上切下げの状態になったが、一九七一年十二月のスミソニアン合意と、一九七三年二月の第二次ドル切下げに当っては、金の含有量を据置き、対ドル切上げを行った。ポーランドとブルガリアは一九七七年八月まで、東ドイツは一九七九年に至るまで、対ドル公定相場を維持したが、七〇年代の激しいインフレと通貨不安の中で、経済の実勢から乖離した公定相場は、統計の作成や価格平衡メカニズムの操作に利用されるに過ぎなかった。しかしながらこの点についても、東ドイツは一九七五年まで Valuta (Devisa と同義) を、公定相場で換算された外国通貨の相場(ルーブルを採用し、ハンガリーは一九七六年に後述の貿易乗数 (trade multiplier) を、公定の商業的相場の代りに、貿易統計に利用した。ルーマニアも一九八一年、これにならない、ポーランドも一九八二年に商業的相場を統計に使用することになった。また経済的な余りなかったが、統計上問題となったのは、TRの交換可能通貨に対する為替相場であった。TRは既述のようにソ連ルーブルと等価とされ、TRのドルに対する調整は、一九七四年頃までルーブルの対ドル調整にシンクロナイズされていた。西欧主要通貨が変動相場制度に移行するに伴って、TRは事実上四半期毎に、一九七五年以降は月ベースで、ルーブルにフォローして調整された。ソ連は一九七七年の十一月に、十三通貨から成る過重平均的通貨バスケット方式を採用し、コメコン銀行も一九

七八年七月、十三通貨によって構成される通貨バスケット方式を導入したが、バスケットに含まれる通貨のウエイトは、ソ連の方式と若干異っていた。⁽²⁵⁾

② 商業的相場 (commercial exchange rate) : ……これは貿易の流れを記録し、あるいは実際の貿易価格をコメコン諸国のローカル通貨に換算するために使用される為替相場である。そのような為替相場が必要とされたのは、コメコン加盟国の国内価格がコメコンの貿易価格および世界市場価格と異なるだけでなく、上述のように公定相場が経済実勢を反映しなくなったためである。貿易統計を作成する目的に限って特殊な商業的計算単位を使用した例としては、東ドイツが一九六〇年の初頭に導入した Valutamark がある。商業的相場を公表した例としては、ハンガリー、ポーランドおよびルーマニアがあり、商業的相場は国内価格と貿易価格の平均的比率によって示されていた。それは Valuta 単位を取得するために必要とされる国内価格を事後的に算出したものであり(但し工業製品に限られる)、国際価格とも関係するため、比較的長期間維持された。当初は内外の価格差を反映していたが、輸出を促進するため、とりわけドルに対しては、過小に評価されることになった。相場が公表されない場合は貿易乗数と呼ばれたが、それに対して Valuta と国内価格の比率を示したものは、外国為替係数 (exchange rate coefficient) あるいは 'internal rate' と呼ばれた。この係数は貿易の相手国別、地域別、輸出入の取引別、商品別に細分化され、公表されなかった。また貿易乗数とは違って、一方的に変更された。外国為替係数は実際の取引のほか、国内の政策やマクロ、ミクロの計画および企業の業績評価、域内経済協力の促進等に用いられた。⁽²⁶⁾

③ 非商業的相場 (non-commercial exchange rate) : ……外交官、貿易関連貿易外取引、金融、旅行、留学、留守宅送金、ロイヤリティの送金等に適用された相場である。コメコン諸国におけるこの種の取引も、特別の双務的清算勘定を通じて清算され、未決済残高は定期的に、合意された実物の供給によって決済された。五〇年代の半ば、ソ連

のイニシアティブの下に導入された非商業的取引の換算係数としては、標準的外交官の支出パターンによってウェイトをつけられた二国間の財・サービスからなるバスケットの比率が適用された。その後この方式はいく度か改訂されたが、外交官係数を使用し、あるいはこれを併用することは、必ずしも実情に適さないため、旅行取引については、特別の相場が適用されることになった。コメコン加盟国以外の外交官、域外からの送金に対しては、公定相場が適用され、居住者に対しては海外旅行を抑制するために、不利な相場が適用された。七〇年代の前半には、クーポン、バウチャーを使用して foreign currency shop で入手困難な商品を購入する場合の private internal exchange rate や、交換可能通貨により、有利な相場で国内の産品を購入できる special store exchange rate あるいは他の友好的な社会主義国からの建設作業員に対する優遇レートなどが設定された⁽²⁷⁾。

④共同投資相場 (joint investment exchange rate) ……一九六四年に共同投資、建設事業の各要素毎にコストを分解し、それぞれの国内価格をコメコンの価格係数によって調整した上、全体のコストを評価するベルリン方式が採用されたが、複雑であったため、一九七二年には、それを改訂し、特別レートを設定する案が検討された。一九七三年には、購買力平価に基づく最初の協定（一九七四年発効、Karl-marx-Stadt Agreement）が調印され、一九七五、七七、八一年には、それぞれ新しい係数が適用された⁽²⁸⁾。

⑤闇市場相場 (black market exchange rate) ……ソ連では一九一七年以来全土に涉って、ハード・カレンシーと金の闇市場が存在していたが、一九六三年には、海外から送金されたハード・カレンシーを対価とする Valuta-Check System (Preferencial Ruble Certificate) が発行された（公定相場が適用された）。一九六七年から一九七五年には、Gift-Ruble に拡大されたが、それが廃止されたあとも Valuta-Check System は持続され、ハード・カレンシーとの交換に当っては闇市場の相場が公認された。そのようにして Valuta-Check は、東ドイツにおけるマルクと同じように、

ソ連の第二の通貨として流通した。さらにコメコン諸国の特権階級などに対し、クレムリンの特別店舗において、数倍の値段で商品を購入できるクーポン (Kremlyovka) が発行されたことは、ソ連が闇市場を事実上承認せざるをえなかったことを示すものであった。⁽²⁹⁾

(1) Sándor Ausch, *Theory and Practice of CMEA Cooperation*. Budapest, 1972, p. 76.

(2) Hans-Herman Höhmann, Michael C. Kaser, Karl C. Thalheim (eds.), *The New Economic System of Eastern Europe*. London, 1975, pp. 444-445. 目標(場合によっては特定通貨の稼得についても指標が示される)を達成した場合には、ブレミアムが支払われる。また貿易公団は目標の許す限り、輸出については極力高い為替相場(輸入の場合は逆)を利用しようとするので、貿易の量と方向に変化が生じたが、これは貿易統制下における唯一の価格メカニズムの作用であったといわれる (*Ibid.*)。

(3) Ausch, *op. cit.*, pp. 77-78. 支払の条件は、通常ベースではなく、船積書類の引渡しによる incasso 方式(本文記載の如く輸出者は船積書類を自国の中央銀行に提出。書類は輸入地の中銀経由輸入者に送付。輸入者が受けとった段階でそれぞれの中銀は、輸出入者の勘定を貸借記する)によっていた (Nicolas Spulber, *Restructuring the Soviet Economy*. Michigan, 1991, p. 229)。

(4) J. Wilczynski, *Comparative Monetary Economics*. London, 1978, p. 81, 83。一九五八―一九六九年の基準は一九五七―五八年、一九六六―七〇年は一九六〇―六四年基準、一九七一―七五年は一九六五―六六年を基準とした (*Ibid.*, p. 83)。なお価格平衡メカニズムとは、貿易公団が国内の生産者との間において、国内価格によって輸出物資を調達し、あるいは逆に輸入物資を販売することにより、貿易価格との差額が正となる場合(利潤)は課税し、負となる場合は補助金を交付する財政上の制度であり、各国の中銀がその運用に当たった。また資本主義国との貿易には、世界市場価格が適用されたが、コメコン諸国は世界貿易に占めるシェアが低いため、価格支配力をもたなかった。それだけでなく、計画を達成するためには買付価格がつけ上げられ、外貨の獲得を急ぐためには、値引き販売も行われた (*Ibid.*, pp. 85-87)。

(5) 一九五四年には、ハンガリーとチェコスロバキアにおいて外国貿易の効率性を測定するための係数が論議され、両国で導入された系数は、他のコメコン諸国にも波及した。それによって価格平衡メカニズムの齎す歪みを調整しようとしたが、その試みは失敗した。六〇年代の始めには、貿易規模の最適化と商品別、地域別構成のモデルを作るために、リニア・プログラミングが

- 導入された (Höhmann, *op. cit.*, p. 449)。
- (6) Viad Sobell, *The CMEA in Crisis*, NY, 1990, pp. 18-19. 二国間の交渉に当っては、価格よりも、数量の確保と商品別の構成が重視された (Marie Lavigne, *International Political Economy and Socialism*, Cambridge, 1985, p. 250)。
- (7) Wilezynski, *op. cit.*, p. 84. Richard W. Edwards, Jr., *International Monetary Collaboration*, NY, 1985, pp. 352-353. もともと工業製品に国際価格を適用することは、東欧に類似品が生産されていない場合困難であった (Lavigne, *op. cit.*, p. 145)。
- (8) Karen Dawisha, *Eastern Europe, Gorbachev and Reform*, Cambridge, 1988, p. 89)。
- (9) 詳細は齊藤祥男『求償的貿易の研究』第一書林、一九九二年参照。
- (10) Edwards, *op. cit.*, pp. 355-358. なお清算勘定を使ったスイッチ貿易 (switch trade) は、スイッチ専門会社を通じて行われる (齊藤、上掲書八二-八三ページ参照)。一九九一年においても、ロシアはアフガニスタン、キューバ、エジプト、インド、イラン、カンボジア、朝鮮民主主義人民共和国、ラオス民主主義人民共和国、シリアと二国間の決済協定を締結していた (大蔵省国際金融情勢研究会『IMF、ロシア・レポート』日本評論社、一九九二年、一八ページ)。
- (11) Giuseppe Schiavone, *The Institutions of COMECON*, London, 1981, p. 139.
- (12) Jozef M. van Brabant, *Adjustment, Structural Change and Economic Efficiency*, Cambridge, 1987, p. 273 (以下 *Adjustment* と略称) / Id., *Economic Integration in Eastern Europe*, NY, 1989, p. 54, 57. (以下 *Handbook* と略称) / Adam Zwass, *The Council for Mutual Economic Assistance* NY, 1989, p. 273. (以下 *CMEA* と略称)。⁹ ただし多角的振替には相手国の同意が必要とされた (Gregory Grossman, *Money and Plan*, Berkeley, 1968, pp. 134-135)。
- (13) Grossman, *op. cit.*, p. 134. Zdenek Drabek, "CMEA: The Primitive Socialist Integration and its Prospects", in D. Greenaway, T. Hyclak and R. Thornton (eds.), *Economic Aspects of Regional Trading Arrangements*, NY, 1989, p. 237.
- (14) Brabant, *Handbook*, p. 57. Grossman, *op. cit.*, p. 129.
- (15) 一九七七年に、ソ連とチェコスロバキア、モロッコとイラク、フィンランドとの間で清算協定が締結されたが、取引の規模は限られていた。またブル、コロンビア、パナマ、コスタリカがバナナを東欧に輸出し、代り金のTRで東欧から機械を輸入しようとしたが、交渉は無期限に延長された。一九七六年の十月には西欧諸国とのTR取引が決議された (Adam Zwass, *Money, Banking and Credit in the Soviet Union and Eastern Europe*, London, 1979, p. 226 (以下 *Money* と略称)。
- (16) Edwards, *op. cit.*, pp. 361-362, 366.

- (17) Grossman, *op. cit.*, p. 143.
- (18) Edwards, *op. cit.*, p. p. 366. Zwass, *Money*, p. 168. Grossman, *op. cit.*, p. 142. 非加盟国の中銀、商銀もコメコン銀行に口座を開設することが可能であったが、コメコン諸国はむしろ西欧の銀行に口座を開設しようとした。
- (19) Edwards, *op. cit.*, p. 369.
- (20) *Ibid.*, pp. 370-371. George Garry, *Money, Banking and Credit in Eastern Europe*, NY, 1966, p. 105. T R 預金の金利は、一九七七年の一月に、一年以上の通知預金が四%であった。金利は金融市場が存在しないため、資金の需給を反映せず、支払の遅延に対するペナルティ的な意味が強かった (Zwass, *Money*, p. 168)。また T R の貸越残高を他の加盟国からの輸入の決済に充てようとする場合には、大幅のデイスカントを余儀なくされたため、加盟国は貸越残高の発生を極度にきらったという (Lawrence J. Brainard, "CMEA Financial System and Integration", in Paul Marer and John Michael Montias, *East European Integration and East-West Trade*, Bloomington, 1980, p. 123)。
- (21) Ausch, *op. cit.*, p. 160, 266. Grossman, *op. cit.*, p. 149.
- (22) Brabant, *Handbook*, p. 167. なおコメコン銀行の清算実績は、一九六四年が九億 T R、一九八四年が一、〇三億 T R であった (Brabant, *Adjustment*, p. 294)。コメコンの域内貿易におけるハード・カレンシーの決済は、一九八一年に Konstantinov より、全取引の〇・三%に過ぎないと発表されたが、ハンガリーの場合は、域内貿易の八十五%がドルによって決済された (László Csaba, *Eastern Europe in the World Economy*, Cambridge, 1990, p. 55)。
- (23) Lavigne, *op. cit.*, Cambridge, 1985, p. 145.
- (24) Schiavone, *op. cit.*, p. 149. Brabant, *Adjustment*, p. 207. 一九六二年には同時に十分の一のデノミネーションが行われたので、形式的にはルーブルの切上げでも、実質的には切下げであった (鈴木重晴『現代社会主義貿易論』有斐閣、昭和五六年、一八〇ページ)。
- (25) Peter Havlik, "Exchange Rate Policies and Convertibility in the CMEA Countries", in Id. (ed.), *Dismantling the Command Economy in Eastern Europe*, Boulder, 1991, p. 94. Brabant, *Adjustment*, pp. 222-223.
- (26) Brabant, *Adjustment*, pp. 202-204, 280-212. なお Havlik は外国為替係数を貿易乗数の別名としているが、(Havlik, *op. cit.*, p. 106) 両者は厳密に区別されなければならない。外国為替係数は六〇年代にハンガリー、チェコスロバキアによって導入され、一九七一年の「総合プログラム」もこれの導入をみとめたほか、ソ連も一九八六年にこれを導入した (Havlik, *op. cit.*, p. 96)。

ハンガリーは八〇年代に商業的相場を九通貨からなる過重平均的通貨バスケットにリンクさせ、一九八六年の二月には円をバスケットに編入した (Philip P. Cowitt, *World Currency Yearbook (1988-1989)*, NY, 1991, p. 616.

(27) Brabant, *Adjustment*, pp. 215-220.

(28) *Ibid.*, pp. 220-221.

(29) Cowitt, *op. cit.*, pp. 699-700.

四 交換性の導入を指向して

(イ) リージョナル・アプローチの挫折

交換性 (convertibility) の導入は、内外の外国為替・金融市場、場合によっては資本市場を相互に連動し、為替相場の変動を通じて、価格メカニズムが世界的な規模で貫徹するための基本的な条件の一つであり、それ自体が市場経済への移行を示す重要なメルクマールの一つとされる。交換性に類する概念としては振替性 (transferability) と exchangeability があるが、前者は国際間の債権・債務が、国際清算機構における口座の振替によって多角的に決済される場合をさし、為替市場の存在を前提としないため、外貨債権の得喪は中央銀行間に限定される。また多角的清算制度は、債権・債務を相殺することによって、外国為替の使用を節約するのが本来の目的であり、交換可能通貨は未決済残高を清算するためのラスト・リゾートとして使用されることがあるに過ぎない。

同じく exchangeability とは、一部の貿易・貿易外取引に対して、交換可能通貨による決済を限定的にみとめる制度であり、コメコンにおいても、観光など一部の非商業的取引にこれのみとめられていた。しかしながらケネン (Peter B. Kenen) が指摘したように、対外決済の一部に交換可能通貨の使用のみとめることは、交換性とは全く別箇の概念である。^(一)

それに対して交換性とは自国の通貨と交換可能通貨との交換をいつでも、自由に、無制限にみとめる通貨当局のコミットメントをさし、変動相場制度の下においては、固定相場が要件とはされない。しかしながら交換性の態様はきわめて多様であり、一例としてブラバントは、その種類を十六に分類している。⁽²⁾

一般には交換性を①国内物的交換性 (domestic commodity convertibility)、②対内交換性 (internal convertibility)、③対外交換性 (external convertibility) に区分し、②③をさらに④部分的交換性 (partial convertibility) と⑤完全交換性 (complete convertibility) に分けるのが通例である。

①国内物的交換性とは、貨幣による自由な財・サービスの選択的な購入をみとめる制度であり、それは他のカテゴリーの交換性概念が成立するための基本的な条件である。貨幣が一般的な購買力的手段であることは、市場経済の常識であるが、コメコン諸国においては、そのような貨幣の最も基本的な属性さえもが大幅に制約されていた。もともと社会主義経済は、貨幣を媒介とする自動的な調節作用を否定し、国家計画とそれを具体化するための指令によって生産と配分が決定される実物経済にほかならなかったのである。そこにおいては、貨幣の供給も国家計画によってコントロールされ、貨幣には受動的、従属的な役割しか与えられていなかった。⁽³⁾ 貨幣の交換手段機能が著しく制約されていた理由は、政府部門と国営企業相互の決済が、銀行の帳簿上の振替によって行われていたためであり、そこにおいては、財の生産と移転に貨幣の流れが伴隨しなかった。貨幣が現実に必要なとされたのは家計部門だけであるが、物不足が慢性化し、資本市場も存在しないような状況の下で、貨幣は徒に退蔵され、オーバークレジットの状態を呈するに至っていた。⁽⁴⁾

②対内交換性とは、居住者に対して、コンバーティブル・カレンシーとの交換性をみとめる制度を指すが、一九五八年の西ヨーロッパにおける部分的な交換性は、③非居住者に対する交換性をいみする対外交換性を優先した。対内、

対外交換性は、④それを経常的取引に限定するか(部分的交換性)、⑤資本取引を含めるか(完全交換性)によって、四種類の組み合わせが可能であるが、資本移動の規制を容認していたブレトン・ウッズ憲章下のIMFが加盟国に義務づけていた交換性は、部分的な対外交換性にほかならなかった。

交換性を導入するための方法としては、相手国との協定に基くことなく、一方的な宣言によってそれを行う方法(個別のアプローチ)と、EPUと同じように地域的な多角的決済同盟を創設し、漸進的に交換性を実施する方式(リージョナル・アプローチ)がある。⁽⁵⁾ここではまずEPUの東欧版とも称すべき東欧決済同盟(E E P U、Eastern Europe Payment Union)構想をめぐるコメコン諸国の動きについて、一瞥してみることしよう。

東欧決済同盟は、二国間の清算残高に振替性を付与しようとするものであり、そのための初次的な試みは、一九四八年に早くもソ連とポーランドの協定によって先鞭がつけられた。その翌年にはソ連・ポーランド・フィンランド、とソ連・チェコスロバキア・フィンランドが、それぞれ三国間で、相互の清算残高に振替性を付与する協定を締結した。五〇年代にはコメコンにおける双務主義の克服が問題となり、EPUをモデルとして、一部の商業取引、あるいは自由貿易財の取引に、交換性を付与しようとする計画などが提唱された。⁽⁶⁾一九六三年の十月には、TRと金、および交換可能通貨との交換性について検討を開始することとなり、一九六四年にはポーランド、のちにはハンガリーがそれぞれ交換性を主張した。その後、一九六八年には既に関説したように、ポーランドがEPUをモデルとするGold Sanction案を発表した。さらに一九七三年の九月には、ポーランド案に基いて、TRの部分的な交換性の導入が決議されたが(キューバとルーマニアおよび蒙古は反対した)、その実験は一年しか持続されなかった。⁽⁷⁾

それに先立って一九七一年の「総合プログラム」は、交換性の導入に向けて行動することを方針として掲げたが、既述のようにゴルバチョフが登場するまでは、社会主義経済統合を達成するために、新しい通貨、金融制度を必要と

しないとの見解がとられていた。しかしながら一九八五年十二月の「科学技術協力計画」以降は、交換性の欠如がコメコンの経済協力にとって、最大の障害であるとの見方が有力となり、一九八八年の七月、プラハにおいて開催された第四回コメコン総会は、共同市場を創設する上からも、交換性の導入が急務であるとし、今後十年から十五年を要するであろう完全交換性に到達するための第一歩として、実験的に企業間で、双務的に部分的な交換性を実施するプランを採択した。その後の経緯は、既に関説したごとくであるが、一九八九年の東欧革命を契機として、政治情勢が急転する中で、ハンガリーとチェコスロバキアは、一刻も早くコメコンを離脱しようとし（その他の国々は、五年位の過渡期間が必要であると主張した）、ソ連とチェコスロバキアとハンガリーは、一九八九年の初頭から部分的に交換性を実施しようとした。⁽⁸⁾

そのような個別のアプローチに対して、地域ベースで漸進的に交換性を達成するため、EPUをモデルとするEPUの創設を提唱したのはブラバント（国連国際経済社会問題局のスタッフ）であり、その構想の骨子は、次のようなものであった。⁽⁹⁾

①期間は五年とする。②清算はBIS（国際決済銀行、Bank for International Settlements）が行う。各国は無制限に中間信用を供与する。利息は債務国よりも、債権国に有利なようにする。③清算は経常勘定取引を対象とし、非商業的取引は、並行市場を通じて決済する。④不均衡が拡大するにつれて、現金払の比重を大きくする。⑤計算単位にはECUを使用する。⑥決済にあたっては信用と現金払を併用する。⑦クォータは過去の貿易シェアを基準とする。クォータに対する不均衡の度合が異なるにつれて、信用と現金払の比重を変化させる。引出しは数段階に分れ、それぞれ条件を異にする。クォータに対する不均衡の規模が、一定最低限度の引出し枠をこえる場合には、現金払の比重を、債務国に対するよりも、債権国に対して高くする。⑧このスキームを維持するためには、監視機関の創設と、域外か

らの金融支援が必要とされる。⑨加盟国は市場志向的な改革を実施している東欧諸国とする。場合によってはCISの共和国も含まれる。

EEPUの創設については、クロアチア銀行総裁の Ante Cicin-Sain⁹、ハンガリーのエコノミスト Atilia Szilassy、シュツガルト連銀のポフィンガー総裁らが支持を表明したが、P・ケネンは次のような理由をあげて、EEPUの創設に反対した。⁽¹¹⁾

①一九四〇年代の西ヨーロッパは、東欧と違って、市場経済を基底にしていた。また貿易の自由化を推進したのはEEPUではなくて、OEECであったこと。②EEPUがヨーロッパの国々だけでなく、植民地を包摂し、広範な地域をカバーしたのに対して、東欧の貿易シェアが著しく低いこと（ポフィンガーによるとEEPU加盟国は、一九五〇年に世界貿易の二五%を占めていたが、東欧のシェアは、一九八八年に僅か三・八%を占めるに過ぎなかった）。③ソ連が参加する場合には、世界貿易に占めるシェアも増大するが、ソ連の参加には支持するものがなく、仮にソ連が参加する場合には、ソ連が恒常的な出超国となり、EEPUにおけるベルギーと同じような構造的な不均衡の問題が発生すること。

EEPU構想の難点は、他の発展途上地域における決済同盟の場合と同じく、経済の水平的な補完性が稀薄なため、相殺の可能性が低いことであり、逆にソ連が参加する場合には、ケネンが指摘したように構造的な不均衡が障害となりにかねないことである。とくに東欧の場合には、過去の独裁主義に対する後遺症が心理的に強いため、ソ連の参加に対しては、政治的にも拒絶反応が強いことも無視することができない。これを要するに、「中東欧の急進的な改革国にとって、旧式の貿易決済と支配的な貿易相手国によって結びつけられることは承服しえないことであり、それがEEPU構想を峻拒してきた理由である。⁽¹²⁾」ともいえる。

ECのアンドリーセン副委員長も、EEPU構想を支持したが、チェコスロバキアのクラウス蔵相は、ECの提案

を葬った張本人といわれ、E E P U を支持するとみられたハンガリーも、一九九〇年の六月、ポーランドの提唱した E E P U の創設案に反対した。一九九一年の五月には、ブルガリアが貿易の促進をはかるために、E E P U の創設を呼びかけたが、他のコメコン諸国をはじめとして、I M F もこれに反対し、E C 委員会の意見も分裂した。そのようにして E E P U の創設計画は事実上暗礁に乗り上げた恰好であるが、これに類するものとしては、後述のように中歐またはルーブル圏の決済同盟を創設しようとする構想がある。

(ロ) 個別的アプローチの展開

E E P U 創設構想の挫折を尻目に、コメコン諸国は、個別に交換性を指向して、模索を続けているが、交換性を達成するためには経済の基礎的諸条件が改善されることが必要であり、I M F は次のような三つの条件を列挙した⁽¹³⁾。第一は、適正な為替相場を設定することであり、そのためには恒久的な制度としては問題があるとしても、市場の実勢を探るいみで、一時的な変動相場制度の導入が勧奨されている。また輸出を振興し、輸入を抑制するためには、大幅の切下げも必要悪とみられているが、その場合には、輸入インフレを誘発することが危惧される。闇市場相場に接近させることも、一つの便法とみられており、オークシヨンの開始（一九八三年にポーランドが実施し、その後チェコスロバキア、ブルガリア、ソ連がこれに追随した）は、外国為替市場を創設するための一里塚とみられている。しかしながら取引の層が薄いため、必ずしも適正な相場が示現されるとは限らない。いずれにしても新しく形成される為替相場は、取引や商品や相手国によって差別される複数为替相場制度の代りに、単一為替相場制度によることが望しいが、過渡的には二重相場制度の導入も考慮される。

第二の条件は、交換性を実現した後の一時的な対外不均衡に対処するために、国際流動性の増強をはかることであ

り、そのためには外貨準備の増強とともに、外国の金融市場における資金調達力を強化することが必要とされる。そのための援助には、輸入を賄うための国際収支支援や債務の繰延べと減免のほか、一九九一年の一月にロンドン大学のポルテス(R. Portes)の提唱した為替安定化基金に対する支援がある⁽¹⁴⁾。それは為替市場に対する介入に必要とされる外貨準備を支援することによって、東欧諸国の交換性を促進しようとするものであった。一九九〇年にG24は、ポーランドに対して一〇億ドルの為替安定化支援を実施することについて合意⁽¹⁵⁾し、のちにはチェコスロバキア(二〇億ドル)とハンガリー(五億ドル)に対しても、為替の安定化を狙いとする援助が供与された。為替安定化基金が有効に機能するためには、為替市場の創設とその正常化が前提となるが、後述のようにマクロ経済の短期的、中長期的諸条件が整備されない限りは、一時的な対症処法に陥る危険性がある。

第三の要件としては、プライス・シグナルに対して、需給が自動的に調節されるような市場メカニズムを導入するとともに、健全なマクロ経済政策を採用することが必要とされる。IMFの融資は、コンディショナリティを伴うものであり、それはマクロ経済の安定化、貿易価格の自由化、民営化の着手に結びつけられている⁽¹⁶⁾。とくに為替政策と表裏一体の関係にある金融政策面においては、コメコン諸国に特有のモノバンクを解体し、政治的な独立性を保証された中央銀行と商業銀行および各種の専門機関にこれを分離するとともに、オーバーハングの是正、資本市場の育成などが、急務とされている。また財政面においては、soft budget constraintの是正が要務であり、貿易面においては既に関説したように貿易の自由化と効率化が求められている。かつてゴルバチョフは、コメコンを「ゴミ箱」にたとえたとも伝えられているが、ここでは品質が粗悪で、輸出競争力をもたない商品であっても、ソ連から輸入される原料の見返りとして、輸出することが可能であった。しかしながらそのソ連といえども、既述のようにハード・カレンシーによる決済方式に移行しており、東欧諸国の西欧向輸出に至っては、もともとが採算点を割り込んでいたので

ある。⁽¹⁷⁾ その点で上述のように IMF の借款は本来的に短期的なものであり、経済改革の実をあげるためには、むしろ世銀および後述の欧州復興開発銀行 (EBRD、European Bank for Reconstruction and Development) などによる長期的な資金援助を通じて、これら諸国の経済構造を改革することが必要とされる。

いずれにしても旧コメコン諸国が資本勘定を含む完全交換性を一朝一夕に達成しえないことは、衆目のみとめるところであり、当面は経常取引を対象とする部分的な交換性を目標とせざるをえないとしても、上述の諸条件が整備されない限り、交換性の回復を急ぐことには問題がある。戦後のヨーロッパですら経済勘定の交換性を回復するためには、十年から十五年の期間が必要とされたのであり、いわんや東欧諸国の場合には対外経済関係のきびしい統制が長年に渉って持続された上、マクロ経済的にもより不安定であることを忘れてはならない。因にレヴチック (Fr. Levick) は、東欧諸国の現状がむしろ開発途上国に近いことを強調するとともに、「交換性を最優先すべきではなく（市場経済に）転換する過程の最終段階において考慮すべき問題⁽¹⁸⁾」であると警告している。

それに対して急進的なショック療法を提唱するものは、その成功例として、一九四八年にエアハルトの実施した西ドイツの通貨改革を引き合にしている。たしかに西ドイツは、それによって今日のロシアや東欧諸国とは違って、生産の奇蹟的な回復に成功した。しかしながらその原因は労働生産性の向上に伴って、企業の利潤が増大し、自生的な投資が可能になったためであり、⁽¹⁹⁾ 価格の自由化と通貨改革だけで、西ドイツの奇蹟が生み出されたわけではない。現在 CIS や東欧の経済改革が急がれている背景には、多分にイデオロギー的、政治的な動機がひめられており、漸進的な改革の路線は、とかく改革に抵抗する保守派の策動と混同されかねないのが実情である。

もともと IMF の主導する急進的な経済改革は、マネタリスト的な価格効果万能の思想に立脚し、その処方箋は、国営企業を民営化し、価格、貿易、為替の自由化と、交換性の回復を促すとともに、切下げと価格の自由化に基因す

るインフレを抑制するため、きびしい所得・賃銀政策と、金融・財政政策の採用を勧告するのが常である。その結果としてロシアや東欧諸国では、激しいインフレとともに不況が共存し、生産の低下につれて失業も増大するなど、調整の負担が、労働者や年金生活者にしわよせされる形となっている。しかしながらそのようなマクロ経済政策だけで、市場経済への移行に不可欠な産業の近代化とリストラクチャリングが達成されるわけではない。貿易、為替面においても貿易を自由化し、交換性を回復すれば競争原理が導入されることは事実であるが、比較生産費の原理に委ねるだけでは、国際競争力をもたないこれら諸国の幼稚産業は、逆に衰退せざるをえないことにもなる。⁽²⁰⁾むしろCISと東欧諸国の経済改革にとって必要とされるのは、商業政策よりも構造政策であり、短期の国際収支、為替安定化基金の支援よりも、長期のインフラ投資とプロジェクト・ファイナンスである。

次に各国別に交換性回復への動きを概観してみることにしよう。

急進的な改革路線をとってきたのは、ポーランドと、後述のエリチン政権下のロシアであり、程度の差こそあれ、チェコスロバキアもこの範疇に属している。

①ハンガリー：既に関説したように早い段階から、計画経済の手直しに着手したが、一九五六年十一月のソ連による軍事介入を契機として、ハンガリーは漸進主義に転向した。一九六五年には経済改革のガイド・ラインを作成するために、専門家会議が開催されたが、その勧告に基いて、一九六八年の一月には、既に関説したように新経済メカニズムが実施された。それは社会主義そのものの変革を企図したものではなくて、生産手段を国有化したまま、意思決定上の中央集権主義を緩和するとともに、市場原理を活用し、経済の効率化をはかろうとするものであった。しかしながら対外経済面においては、単一為替相場の導入、内外価格差の是正、企業の直貿易への参入(ただしライセンスを必要とした)などの注目すべき改革が実施された。ペレストロイカの幕明けとともに、一九八七年にはVATを導入する

とともに、銀行制度の改革を実施し、その翌年には企業の民営化と株式市場の創設に着手した。同時に補助金の削減や経常収支の改善策を打ち出したほか、その年の秋には経済の自由化を断行し、ソ連もこれを承認した。一九八九年には新憲法の下で、複数政党による選挙を実施し、共産党もハンガリー社会党と改名した。そのような状況の中で、為替政策面においても、一九八八年の初頭には、居住者に対する旅行外貨の持出枠を拡大するとともに、商業銀行が顧客の代理人として、外国為替を購入することを承認した。その年の九月には居住者の外貨預金に関する規制を緩和したほか、十二月には限定的に外国為替市場を開設するなど、矢つぎ早に新しい施策を実施した。一九九一年の一月に新政府は、一五%の切下げを行うとともに、単一為替相場制度を導入した。その年の半ばには、インターバンク為替市場の創設、貿易関連為替取引の自由化、企業段階における交換性の導入、外国投資に係る利潤と元本の送金自由化などを実施するとともに、一九九二年の八月には、非居住者に対してフォリント預金の開設を承認した。そのようにしてハンガリーは、貿易の自由化を含む一連の経済改革と平行して、為替管理の自由化と新しい為替制度の整備を漸進的に実施した。既にハンガリー政府は、一九九三年に、部分的な交換性を実施する方針を明かにしているが、輸入の九〇%については、自由に外国為替を購入することが可能であり、ハンガリーの部分的交換性の回復は、至近距離にあるものとみられている⁽²¹⁾。

② ポーランド……ハンガリーとは対蹠的に、急進的な経済改革を推進したのは既述のようにポーランドである。一九七〇年代には西欧からの技術導入を促進したが、その効率的な活用には失敗し、債務の累積と社会不安を招くに至った。そのような状況の中で一九八〇年の夏には、連帯が共産党の独裁に挑戦し、一九八一年にはソ連の軍事介入が行われた。しかしながらソ連におけるペレストロイカの幕あけとともに、一九八七年にポーランドは、市場経済指向型の第二次経済改革を発表した。同年十一月にはレフレンダムが実施されたが、物価の上昇に伴って、労働不安

が発生した。一九八八年の六月にはストライキが行われるとともに、連帯が復活し、自由選挙の結果、共産党が敗退した。そのような状況の中で為替政策面においては、一九八六年にIMFに加盟し、為替相場の適正化につとめると同時に、補助金の削減と関税の創設などを実施した。政府は一九八七年の五月、輸出企業の外貨預金勘定 (Currency saving account、一九八二年の二月に創設) を通じて、外貨の売買を実施し、為替相場を市場関連価格で固定化させることによって、交換性を回復するための素地を作り上げようとした。また一九八七年の四月以降は、国内物価の上昇に即応して、為替相場の頻繁かつ小刻みな調整を実施した。さらに一九八九年の二月には、個人のハード・カレンシー取引を自由化し、その年の四月には四つのタイプのオークションを開始した (為替相場は、それぞれの市場ごとに異なっていた)。マゾウェツキ新政権は、オーバー・ハングの解消、ハイパー・インフレーションの是正、価格の自由化等を目的とする大胆な経済改革案を発表した。そして交換性の回復は経済改革の結果であるよりも、その出発点であるとの見解を明かにした。マゾウェツキ政権は、IMFと世銀のバックアップの下に、一九九〇年の一月、ショック療法を開始したが、政策の重点は、民営化と自由化を通じて競争原理を導入するとともに、きびしい所得、賃銀、金融政策を実施することによって、インフレを抑制することにおかれていた。

為替政策も、経済の安定化をはかるための重要な施策の一環をなすものであり、一九九〇年の一月には、ドルに対して単一相場が設定された。同時に大幅の切下げを実施して、為替相場を前年末のオープン・マーケットの水準に近づけた。さらに貿易の自由化、関税の導入と平行的に、対内交換性を実施するとともに、取得した外貨は、全額中央銀行に集中 (一九九〇年以前は二五%) させた。その反面において企業の必要とする外貨は、いつでも公定相場で中銀から買入れることができることになった (ただし為替取引の二三%を占めるに過ぎない個人用の市場、Kantony は、従来どおり存続をみとめられ、自由相場と公定相場の開きを一〇%以内に抑制するため、政府は監視と市場介入を行った)。それに伴って、

外国為替のオークションと外国為替勘定（個人を除く）も廃止された。個人旅行者も一定の限度まで外貨を取得することが可能になり、ハード・カレンシーを対価とする販売店（Pewex, Ballona）も、一九九〇年中に廃止された。⁽²²⁾

③ チェコスロバキア……「プラハの春」の傷痕にさいなまれ続けたチェコスロバキアは、一九八九年の十一月に至るまで、厳格な指令型計画経済の桎梏の中で閉息を続けていた。一九八九年のベルベット革命のきっかけとなったのは学生デモであり、それに市民が同調したため、流血の惨事が惹起されたが、それを契機として共産党政権が崩壊し、一九九〇年の二月にはソ連軍が撤退を行った。

そのようにして、政治情勢が劇的な転換をとげる中で、チェコスロバキアも経済改革に乗り出し、早くも一九八八年には、中央計画の役割りを縮小するとともに、細部の決定を企業に委ねることになった。また貿易の国家的独占も緩和され、為替政策面においても、一九八九年の一月には、外貨留保制度の制限が緩和された。その年の五月には、金利面にも、国際金融市場の動きが反映されるようになり、同年八月には試験的にオークション制度が導入された。⁽²³⁾一九九〇年には、ポーランドと同じく、自由化をすすめると同時に、経済の安定化をはかるため、引締政策が採用されたが、為替政策面ではその年の十月と十二月に大幅の切下げを断行して、相場水準をパラレル・マーケットの実勢に近づけた。チェコスロバキアがポーランド型のショック療法を開始したのは、一九九一年のことであり、その年の一月一日には対内交換性が実施された（それに対して非居住者は、直接投資に係るもの以外、外貨に交換することができず、資本取引も為替管理の対象とされた。またオークションは廃止された⁽²⁴⁾）。なお一九九二年の八月には、一九八三年の一月一日以降、連邦を解体するとともに、独自の通貨を発行する方針が発表されたが、今後の帰趨は注目し値する。

④ ルーマニア……一九八九年の十二月、チャウシェスク政権の崩壊を契機として、ルーマニアは市場経済への転換を推進することになったが、ルーマニア経済の特色は、一九八九年の四月、生活水準の低下を代償として、対外債務

を完済したことである。⁽²⁵⁾一九九〇年には、広汎な計画を独自に作成し、モノバンクの改正と民間銀行の創設を実施するとともに、一九九一年の四月には、新銀行法を制定した。同時にIMFの指導の下に、きびしい財政金融、所得政策を実施する反面、社会保障政策を整備した。対外政策面では同時に貿易の自由化と外貨預金勘定の緩和にふみ切った。さらに一九九〇年の九月以降は、合併企業の外貨集中義務が免除され、企業は輸出代金の五〇%を保有できることになった。一九九一年の二月には、インターバンク外国為替市場が開設され、非居住者の利潤送金を除くと、経常取引については、外貨を自由に使用することが可能になった。さらに同年八月には個人に対しても、小額の外国為替取引が自由化された。なおルーマニアは、二重相場制度(インターバンク取引には変動相場を適用し、一定の取引には固定相場が適用される)を採用しているが、政府はいずれ為替相場を単一化する方針を示している。⁽²⁶⁾

⑤ブルガリア……一九八七年にペレストロイカを開始したが、その急進ぶりに対して、クレムリンが危惧の念を示したため、一九八八年の一月には、改革のテンポがゆるめられた。その後は保守派が支配的となったが、一九八九年の十一月、ジフコフが共産党書記長を辞任し、翌年の二月に成立したルカノフ政権は、経済改革案を発表した。そこでは国营企業の独占廃止、農業改革、税制改革、モノバンクの改正とともに、五〇%の外貨留保制度、単一為替相場の設定などが方針として打ち出された。その年の五月には、大幅な為替の切下げを断行し、外貨留保制度を導入するとともに、一億ドルの外貨基金を創設した。またハード・カレンシー地域間の輸出を振興するため、外国貿易銀行は、短期の貿易金融を供与した。⁽²⁷⁾一九九〇年の末には「民主勢力同盟」(Union of Democratic Forces)が結成され、経済改革の主導権を確保した。一九九一年の二月には、エネルギーを除く価格の統制が撤廃され、物価の上昇と財政の赤字を抑制するために、金融、財政政策の引締が実施された。企業の民営化については、議会の反対をうけたが、モノバンク制度の改正と輸入の大幅自由化のほか、単一為替相場制度の導入が断行された。その反面では、外貨不足と慢性

的な国際収支の赤字に対処するため、変動相場制度が導入された。⁽²⁸⁾

(イ) ルーブル圏の帰趨

テンポの差こそあれ、東欧諸国が経済改革を推進し、その一環として交換性の回復を達成するために、貿易、為替管理の自由化と、それに伴う制度面の整備をすすめつつあるのに対して、CISはロシア共和国を例にしても、いまだに政治的経済的な混迷を離脱するには至ってはいない。次にCISとその前身であるソ連の経済改革について、そのプロセスをレビューしてみることにしよう。

ソ連に経済改革の動きが最初に胚胎したのは、一九六五年のことであるが、その当時は、政治的指導者層の支持がえられなかっただけでなく、テクノクラートの抵抗を免れなかった上、計画や政策も整合性を欠いていたために、陽の目をみることができなかった。再び経済改革の気運が台頭しはじめたのは、七〇年代の末葉から八〇年代の初頭のことであり、その原因は既述のように一九七九年に経済成長の鈍化と科学、技術の立ちおくれが明白となり、レーガンの政権の軍拡競争に対抗するためには、経済の立て直しが必要とされたためである。既述のようにゴルバチョフが共産党の書記長に就任する直前の一九八四年の三月には、既に一〇項目の改革案が提出され、科学技術を振興し、経済的効率性を高めるためには、価格メカニズムの活用が必要であるとの提言がなされていた。当初ゴルバチョフは、ペレストロイカの推進に力を注いだが、経済改革を促進するためには、政治改革が必要とされた。なんとすれば一九八八年の九月頃まで、政治局の二分の一は、保守派によって占められており、ゴルバチョフが経済改革を実施するにあたっては、つねに政治的な妥協を余義なくされていたためである。⁽²⁹⁾

一九八六年にはソ連の輸出の八割を占める石油価格の下落とも相俟って、経済危機が深化した。一九八七年には財

政の赤字を通貨の増発によってカバーしたため、インフレが激化する一方、オーバーハングも急増した。そのような状況の中でゴルバチョフの展開したミニ改革は、局部的、断片的なものに止っただけでなく、中央計画制度の運営を混乱させることにより、経済情勢の悪化に拍車をかける結果となった。そのような事態に対処するため、一九八九年の十月にはアバルキン (Leonid I. Abalkin) の改革案が発表されたが、改革の中心は民営化におかれていた。続いて一九九〇年の五月にはリヤザノフ案 (Ryzhkov's Plan, Economic Report of Premier Nikolai Ryzhkov to the Supreme Soviet) が作成され、同年九月には急進的なシャターリン案 (Shatalin Plan, Transition to a Market Economy) が提出された。シャターリン案は一九九〇年の八月、ゴルバチョフとエリツィンの合意の下に設置された委員会 (シャターリンを主査とし、十三人のエコノミストによって構成された) によって作成されたものであるが、党と官僚と軍部がこれに反対したため、ゴルバチョフはこれに修正を加えて、一九九〇年の十月、ゴルバチョフ案 (Gorbachev Plan, Basic Principle for the Stabilization of the National Economy and the Transition to a Market Economy) を作成した。それは連邦政府の公式案と称すべきものであったが、共和国との間における憲法改正問題が障害となり、経済改革は遅々として進展しなかった。ロシア共和国は一九九一年の五月、この案を修正し、Prime Minister Valentin Pavlov's "Anti-crisis Program" を採択した。この案は、経済の安定化を重視したが、共和国と連邦がそれぞれの法律の優位性を主張して譲らなかったため、このプランも実施に移されなかった⁽³⁰⁾。そのようにして計画の作成と政策の論争に明け暮れているうちに、一九九一年の八月には、保守派によるクーデターが発生した。さらにその計画が水泡に帰した後は、周知のように、ゴルバチョフの党書記長辞任、共産党の活動停止、共和国の独立宣言と、事態が劇的な展開をとげ、同年十二月には遂にソ連が解体されて、CISが創設されることになったのである。

そのようにして停滞を続けたソ連の経済改革の中で、比較的進展を示したのは、既述のように貿易面の改革である

が、為替政策に関しても次のような方針が打ち出された。すなわち一九八七年の六月には、企業間、コメコンの域内、対資本主義圏の三段階に分けて、交換性を実施する計画が提出された。それに基いて一九八八年の暮から翌年の春にかけて、外貨留保制度が導入されたのはじめとして、一九八九年の末には、ソ連の企業と外国貿易銀行との間において、外国為替の取引がみとめられた。⁽³¹⁾一九九〇年の十一月には、ルーブルの過大評価を是正するため、一ルーブル＝一・六ドルから一ドル＝一・八ルーブルに切下げが実施されるとともに、外国為替係数を廃止して、国際価格への接近が試みられた。さらに一九九一年の始には、インターバンク市場を創設して、外国為替の国家的独占にメスを加えるとともに、ブラック・マーケットの正常化をはかることによって、二重相場制度を導入するための基盤を整備しようとした。⁽³²⁾ エリツィン大統領は一九九一年の十一月、対外経済取引の自由化に関する命令に署名し、ロシア連邦の貿易と為替制度に関する基本原則を制定したが、一九九一年の七月に可決された対内直接投資に関するロシア法についても修正が必要とされるなど、法律的に空白が生じたため、旧ソ連のゴスバンクによる為替規制が一時的な措置として再び公布された。⁽³³⁾

ロシアの為替相場は、公定相場のほかに、大蔵省と対外経済関係省が協議の上決定する商業取引用の特別商業レートと、一九九二年の一月に創設された特別レート（一括輸入およびハード・カレンシー準備金を通じて行なわれる貿易に適用されるものと、居住者が交換可能通貨でえた収入に対する納税に用いられる相場の二種類があった）およびインターバンク・レート（オークションによって決定された）からなる複数为替相場制度に據っていたが、一九九二年の七月一日、単一為替相場制度に移行した。新しい為替相場には、過去の一か月間におけるインターバンクの平均レートが適用された。それと同時に外貨の留保率は、五〇％に統一され、合併事業にも適用されることになった。⁽³⁴⁾

この措置は、ルーブルの交換性を実現するための第一歩とみられているが、そのための方法論として最初に提唱さ

れたのは、パラレル・カレンシー・プランであった。それはルーブルに金交換性を付与することによって (Heavy Ruble)、通貨改革 (オーバーハングの吸収とインフレの抑制) と国債の利子負担の軽減、および交換性の回復を同時に達成しようとするものであった。この案は一九八九年の九月、アメリカ連邦準備制度理事会のエンジェル理事などによって、ソ連の当局者に進言されたが、これに懐疑的とみられていたグリーンズパン理事長さえも「金が何らかの役割りを演ずることができる⁽³⁶⁾」と発言したとも伝えられている。パラレル・カレンシー・プランについては、Oleg Bogomolov, Nikolai Petrokov などソ連のエコノミストも支持を表明したが、歴史を顧みると、一九二二年の十月、ソ連において発行されたチェルボネツ (chervonets) は、この構想の生きた先例ともいえる⁽³⁷⁾。

それに対してクーパー (Richard N. Cooper) は、パラレル・カレンシーの発行基準が不明確であるだけでなく、商品貨幣は商品の価格が不安定なため、通貨制度に恣意的な要素を持ち込むこと、実物資産を通貨の発行に充当せざるをえないこと、西欧の市場経済の下で夙に廃絶された制度であることなどを理由として、この案に反対した⁽³⁸⁾。クーパーの反対理由は、とくに目新しいものではないが、ソ連政府も一九九〇年にこの案をドロップしたとも伝えられている。しかしながらCISの各共和国が独自通貨を発行する場合には、大量のルーブルが還流し、ロシアの金融、通貨事情を一層混乱させることも考えられるので、ルーブル圏が確定された段階等を見はからって、通貨改革を実施することは、無益ではないであろう。

それに代って登場してきたのが、既に関説した為替安定基金の支援策であり、アメリカは、IMFの借款を梃子として、ロシアの市場経済への移行を支援するとともに、ルーブルの交換性を促進するため、IMF借款の一部として為替安定基金の創設を支援する政策を推進した。この政策は既述のようにIMFが、東欧諸国に対して実施してきたものであるが、ここでソ連・東欧に対する金融支援の展開を、簡単にレビューしてみることにしよう。申すまでもな

いが、これらの国々に対する西欧の金融支援は、人道的な見地だけでなく、政治的にも重要な意味をもっていたのであり、これらの国々に隣接する EC にとっては、難民の流入を未然に防止するためにもそれが急務とされていた。一九八九年五月のポーランドに対する食糧援助は、その先鞭をつけたものであるが、その年の半ばに開かれた G7 経済サミットは、ソ連、東欧に対する経済支援の母胎として、EC 十二か国に、その他の OECD 加盟十一か国を加えた G24 (Group of 24) を結成することについて合意した。調整の窓口には EC 委員会が当ることになったが、経済支援の中心は申すまでもなくソ連におかれていた。一九九一年の八月には、ソ連共産党の独裁体制が崩壊し、それまで国際支援に付帯されたコンディショナリティの受け入れに抵抗してきたソ連の態度にも、変化の兆しがみられるに至った。そのような状況の中で同年十一月には、G7 が債務 (七〇〇億ドル) の返済期限を延長するとともに、短期輸出信用と緊急融資 (一〇億ドル) の供与についても協議が行われたが、ソ連は G7 の要求する金担保借款に反対した。その翌日にはソ連邦が解体され、エリツィン大統領の下で、ポーランド型の急進的な改革路線を指向することになったロシアは、ガイダル副首相を中心として改革計画の作成にあたったが、その中には、サックス (Jeffrey Sacks) ハーバード大学教授をはじめとする西欧の経済学者が名前を連ねていた。そこで策定された改革案によると、第一段階においては、価格の自由化 (一九九二年の一月にミルク、パン、ウオッカ、エネルギーを除いた価格の自由化が実施され、同年四月にはエネルギー価格が自由化された) とルーブルのフロート化を実施することが予定されていたが、ルーブルが一ドル二五〇ルーブル以上に暴落したため、西側の専門家はルーブルの安定化をはかるために、五〇億ドル以上の安定化資金が必要であるとの試案を発表した。

それに先立ってロンドン大学のポルテス教授は、既述のようにルーブルの交換性を実現するための条件として、為替安定基金の創設を提唱し、G24 もポーランドとチェコスロバキアなどに対して、そのための支援を実施した。サッ

クスは、さらにそれより先の一九九〇年の十月、ヘルシンキにおいて、シャターリン案の実施を条件として、ソ連および中欧の三か国に対して、資金を供与すべきであると提唱し、さらに一九九一年には国際機関が、サーベイランスを行うことを条件として、数年間に一五〇—二〇〇億ドルの資金をソ連に供与すべきであるとの提言を行ったが、その中には為替安定化支援も含まれていた。³⁹⁾ 連邦解体後の一九九一年一月には、エリツインが輸入資金の援助(二〇〇—二二〇億ドル)とともに、五〇億ドルの安定基金を創設するための金融支援を要請したが、同年二月のブッシュ・エリツイン会談を契機として、それまで財政の赤字と議会の反対を理由として対ソ支援に消極的であったアメリカも、IMFの資金を利用するため、イギリスにならってロシアのIMF加盟を支持した。同年四月のIMF暫定委員会も、ロシアをはじめとするCIS共和国のIMF加盟について合意したが(正式の加盟は、一九九二年六月)、それをうけて同じ月に開催されたG7蔵相会議は、IMFがGABを発動して調達する二四〇億ドルの資金(うち六〇億ドルは安定化基金に充当)を三段階に分けて、ロシアに供与する計画を決定した。しかしながらIMFの借款は遅延し、一九九二年の八月、ロシアに対する支援は、第一段階の一〇億ドルだけに抑えられた。その理由は、ロシアの経済計画が煮つまっていなかっただけでなく、ルーブル圏の確定作業が難航していたためであった。そこで次にルーブル圏の動きについて一瞥してみることにしよう。

既述のように一九九一年の十二月には、十一の共和国が共同体条約に調印したが、各共和国はそれぞれ主権の尊重を要求した。通貨面においてもエリツインが、ルーブルをCISの共通通貨とすべきであると主張したのに対して、ロシアがルーブルの供給を制限し、一方的に価格の自由化を実施したことに反撥するウクライナなどは、独自通貨の発行を提唱した。ウクライナは、一九九一年に食糧などの商品を購入する場合、ルーブルのほかにはクーポン(居住者のほか、外貨を対価として非居住者に対しても発行された。その使用は一回限り有効とされた)を必要とするものと布告した。独

自通貨を発行する場合には、シニョレージが確保されるが、直接の原因となったのは他の共和国の居住者がウクライナの食品などを買い漁るのを防止するためであった。一九九一年の十一月には、上述の物不足とルーブルの供給制限に加えて、ロシアがゴスバンクを自己の支配下に収めたため、金融面でロシアに従属することを忌避したウクライナは、クーポンを代用貨幣とするとともに、一九九二年の一月にはそれを正式に法貨とした。その結果としてウクライナにおけるルーブルの流通は、賃貸料や公共料金および民間市場における支払いに制限された。それに伴って民間市場における物価は上昇し、ウクライナは他の共和国からも、ルーブルのダンピングを行っている⁽⁴⁰⁾と非難された。それにもかかわらずウクライナは、独自通貨の発行を計画することになり、IMFに加盟の申請を行うとともに、通貨安定基金を創設するために、金融の支援（一億ドル）を要請した。ウクライナのほかに、エストニア（一九九二年六月）、ラトビア（同年五月）がそれぞれ独自通貨を発行し、ウズベキスタンもクーポンを発行した。その結果として大量のルーブルが、ロシアに還流する恐れが生じたため、オレグ・ロポフ・ロシア大統領経済諮問委員長は、ロシアもチェルボネツ型の独自通貨を発行すべきであると提唱した。そのようなルーブル離れの動きに抵抗して、ベラルーシは、一九九二年の七月、ロシアと協定を結び、ルーブル圏に止ることを決定したが、中央アジアの大部分の共和国とアルメニアおよびジョルジアも、当面は独自通貨の発行を計画していないと伝えられる。そのようにしてCISの通貨状況は、なお混迷の域を脱しえないが、ロシアとしても、IMFの借款を仰ぐためには、ルーブル圏の確定を急ぐことが必要であり、一九九二年の七月、ロシアは一二月以内に、ルーブル圏に止るか否かを回答するよう各共和国に要求したとも伝えられている⁽⁴¹⁾。

なおルーブル圏における通貨協力の方式としては、次のような構想がある。

①連邦準備制度方式……シャターリン案は、ゴスバンクを連邦準備制度型の共和国中央銀行に改組すべきであると

(別表2) C I S域内貿易の経済的ウエイト

	ネット物的生産比 (%)	
	域内輸出	域外輸出
Russia	18.0	8.6
Ukraine	39.1	6.7
Belorussia	69.6	6.5
Uzbekistan	43.2	7.4
Kazakhstan	30.9	3.0
Azerbaijan	58.7	3.7
Armenia	63.7	1.4
Tajikistan	41.8	6.9
Georgia	53.7	3.9
Moldova	62.1	3.4
Turkmenistan	50.7	4.2
Kirgizia	50.2	1.2
Estonia	66.5	7.4
Latvia	64.1	5.7
Lithuania	60.9	5.9

(出所) *Financial Times*, Dec, 29, 1991

の提言を行ったが、⁽⁴²⁾ エリツインも一九九一年の十一月に同旨の提案を行った。⁽⁴³⁾ この方式はC I Sがルーブルを共通通貨とする限り、最も望ましい方式であり、とりわけウクライナのように金融面でロシアに従属することを懸念している共和国の参加を求めするためには、ロシア中銀を連邦準備制度型に改組することが必要である。

②カレンシー・ボード方式……それはかつてイギリス植民地下のアジア、アフリカ、西インドで実施された制度である。各共和国の通貨は、固定相場で外貨との交換性をみとめられるが、そのための前提として各共和国

は、通貨発行量の一〇〇—一〇〇%に相当する資産を準備として、保有しなければならない。第一次世界大戦後イギリスが北ロシアに出兵した際に、ムルマンスクに駐屯する英軍の司令官は、大蔵省の顧問であったケインズの提言をいれて、カレンシー・ボード方式を採用した。⁽⁴⁴⁾ しかしながらこの方式による場合は、通貨の供給量が、それをカバーする資産の規模によって左右されるので、準備資産の種類とカバー率、および各共和国別の保有量とその適否が問題となる。

③IMF方式……この方式によると旧ソ連の金準備は、ロシアに移管され、ルーブル圏の対外準備を構成する。あるいは各共和国が、それぞれ金を拠出し、その割合に応じて、金交換の可能なルーブルを保有することも考えられる。旧ソ連の金準備をロシアに集中する案は、各共和国の支持をうることができず、金は各共和国に配分された。それよ

りもむしろ、ロシアやウクライナなどは、上述のように独自の為替安定基金を創設しようとしているのが現状である。

④ 決済同盟方式……域外との決済はドルによるが、ルーブル圏の決済にはドルと信用を併用することによって、貿易の域外転換を阻止しようとするのがこの構想である。この構想を支持するアタリ欧州復興開発銀行総裁は、一九九二年の一月、各共和国に打診を行い、独自通貨を発行するウクライナさえもルーブル圏における決済同盟の創設を提唱した⁽⁴⁵⁾。この方式は、各共和国が独自の通貨を発行する場合にも実施することが可能であり、共和国の間における貿易のウエイト(別表二)や、CISにおける経済改革、とりわけ交換性の立ち遅れ等からみても、最も有効な通貨協力的方式と考えられる。

- (1) Peter B. Kenen, "Transitional Arrangements for Trade and Payments among the CMEA Countries", *IMF Staff Papers*, Vol. 38, No. 2 (June 1991), p. 253.
- (2) ブラバントによると、商品と金融取引の交換性の組合せは四種類であり、それを居住者と非居住者に分けると八種類になる。さらにそれを国内と海外の市場に分けると、十六種類になる (Jozef M. van Brabant, *Adjustment, Structural Change and Economic Efficiency*, Cambridge, 1987, pp. 366-367 (以下 *Adjustment* と略称))。別の論文では一二七種類に分類されている (Id., "Ruble Convertibility in the Reform Process", in Josef C. Brada and Michael P. Claudon, *Reforming the Ruble*, NY, 1990, p. 137. (以下 *Reforming the Ruble* と略称))。しかしながら消費財等一部の商品の決済に、交換可能通貨の使用をみとめる場合を、交換性の定義に含めようとする考え方は、本文記載のごとき理由から支持することができない。
- (3) George Garvy, *Money, Financial Flows and Credit*, Cambridge, Mass., 1977, pp. 41-43.
- (4) Gavin Peebles, *A Short History of Social Money*, Sydney, 1991, p. 23.
- (5) Michael Kaser and Aleksandar M. Vacic (eds.), *Reforms in Foreign Economic Relations of Eastern Europe and the Soviet Union*, (United Nations Economic Commission for Europe, Economic Studies No. 2), NY, 1991, p. 51).
- (6) 詳細は Brabant, *Adjustment*, pp. 370-371.

- (7) Marie Lavine, *International Political Economy and Socialism*, Cambridge, 1991, p. 300. Adam Zwass, *Money, Banking and Credit in the Soviet Union and Eastern Europe*, London, 1979, pp. 171-172.
- (8) Vlad Sobell, *The CMEA in Crisis*, Washington, 1990, pp. 42-43, 64. Brabant, *Reforming the Ruble*, p. 167.
- (9) Brabant, "Managing the Transition", in John Williamson (ed.), *Currency Convertibility in Eastern Europe*, Washington, 1991, pp. 64-65. (以下「Convertibility」を略す)「EYD」の基金は「二五〇百万ドルであったが、ブラバントは「二五億マルク」(以下「Integrating Eastern Europe into the Global Economy」, Dordrecht, 1991, p. 95. 以下「Integrating」と略す)「ハンガリーのヒロン」¹⁾「Szilassy」²⁾の資金規模を想定して「二五〇億マルク」(以下「Giles Merritt, *Eastern Europe and The USSR*, London, 1991, p. 105)。³⁾
- (10) Kaser and Vacic, *op. cit.*, pp. 175-176, Merritt, *op. cit.*, pp. 105-106. その他 M. Davenport も「決済問題はスタート時点の時間がかかると、貿易依存度が高い連に偏倚し過ぎていく」と「市場経済の洗礼をうけるのが遅れることを理由として」これに反対した("Pegging to the EUC", in Richard O'Brien and Sarah Hewin (eds.), *Finance and the International Economy: 4 (The Amex Bank Review Prize Essays)*, NY, 1991, p. 67)。⁴⁾
- (11) Peter Bofinger, "Options for the Payments and Exchange Rate System in Eastern Europe", EC, *European Economy* (Special Edition No. 2), 1991, p. 251, Williamson, *Convertibility*, pp. 139-141.
- (12) Stefan Collingnon, "A ECU Zone for Central and Eastern Europe", in Ray Barrell (ed.), *Economic Convergence and Monetary Union in Europe*, London, 1992, p. 199.
- (13) Joshua E. Greene and Peter Isard, *Currency Convertibility and the Transformation of Centrally Planned Economies*, (IMF, Occasional Paper No. 81), 1991, pp. 9-11.
- (14) Merritt, *op. cit.*, p. 106.
- (15) *Ibid.*, p. 72. ポーランドは事前に大幅の切下げを行ったため、為替安定基金に対する援助を余り使用しなかった (Marie Lavine, *Financing the Transition in the USSR*, Boulder, 1991, p. 9)。⁵⁾ それに対してサックスは、ポーランドの経験为例にして「安定基金はマクロ経済の安定をまっして創設されるべきものではなく、逆に安定を齎すことになるとの倒錯的な見解を明かにした (Jeffrey Sacks, *Western Financial Assistance to Support Russia's Reform*, n. d., 石井菜穂子訳「ロシア改革を支える西側金融支援」『IMF、ロシア・レポート』日本評論社、一九九二年、七五ページ。なおブルガリア(八億ドル)とルーマニア(一〇億ドル)に対するG24の資金援助は、マクロ経済政策を支援するためのものであった。

- (16) Sacks, *op. cit.* (上掲邦訳、ハーパーズ)。
- (17) Christoph Bucheim, "Eastern Europe and the World Economy", in Ernst Baltensperger and Hans-Werner Sinn, *Exchange-Rate Regime and Currency Union*, London, 1992, pp. 89-91. それによると一九八〇年に東欧諸国の貿易の六割はコメコン諸国との貿易によって占められており、そのうちの四五%はソ連との貿易によるものであった。一方ソ連からのエネルギー輸入は、全エネルギー輸入の八〇%に達し、ソ連からの総輸入の二分の一を占めていた。
- (18) Friedrich Levcić, "The Place of Convertibility in the Transformation Process", in Williamson, *op. cit.*, p. 40.
- (19) Herbert Giersch, Karl-Ileinz Paqué and Holger Schmieding, *The Fading Miracle*, Cambridge, 1992, pp. 50-51. またトーマス・シャル・ブランも高成長の主因でなく、朝鮮動乱によって、西ドイツは、国際収支の危機に直面した (*Ibid.*, p. 99, 101)。
- (20) Merritt, *op. cit.*, pp. 53-54。ウイリアムソンは、チェコスロバキアの改革路線を minimum ban に近づけると称して John Williamson, *The Economic Opening of Eastern Europe*, Washington, 1991, p. 70. (以下 *Economic Opening* と略称)。
- ポーランドの計画と一九九〇年の実績は、次のとおり (括弧内計画)。 $GDP \triangle 14.0\%$ ($\triangle 3.1\%$)、工業生産 $\triangle 13.3$ ($\triangle 5.0$)、消費者物価 $\triangle 49$ ($\triangle 140$)、実質賃銀 $\triangle 28.1$ ($\triangle 25$)、失業 1126 万人 (400) (Kazimierz Laski, "From a Command toward a Market Economy", in Mark Knell and Christine Rider (eds.), *Socialist Economies in Transition*, Hants, 1992, pp. 117-138)。
- (21) Williamson, *Economic Opening*, p. 71. ハンガリーの為替政策については、Anthony R. Boote and Janos Somogyi, *Economic Reform in Hungary*, (IMF, Occasional Paper No. 83), Washington, 1991 参照。
- (22) Krystyna Szymkiewicz, "From Decentralization to Liberalization of Foreign Trade: the Experience of Poland", in Marie Lavigne, *The Soviet Union and Eastern Europe in the Global Economy*, Cambridge, 1992, pp. 192-194. Knell and Rider, *op. cit.*, pp. 121-122.
- (23) Jim Prust and an IMF Staff Team, *The Czech and Slovak Federal Republic*, (IMF, Occasional Paper, No. 72), 1990, p. 26, 46.
- (24) Williamson, *Economic Opening*, pp. 67-69.
- (25) Örián Sjöberg and Michael Z. Wyzan (eds.), *Economic Change in the Balkan States*, London, 1991, pp. 69-71.
- (26) Dimitri G. Demekas and Mohshin S. Khan, *The Romanian Economic Reform Program*, (IMF, Occasional Paper No. 89),

Washington, 1991, pp. 22-23.

- (27) Keser and Vacic, *op. cit.*, pp. 2-3, Sjöberg and Wyzan, *op. cit.*, pp. 89-93. ルカルノ政権はポーランド型のショック療法をさけたが、政策立案者の顔ぶれはジノコス時代と変わらなかった (Sjöberg and Wyzan, *op. cit.*, pp. 94-95)。
- (28) Williamson, *Economic Opening*, pp. 74-75.
- (29) Anders Åslund, *Gorbachev's Struggle for Economic Reform*, London, 1989, pp. 12-16, 26, 33, 163.
- (30) Anders Åslund (ed.), *The Post-Soviet Economy*, London, 1992, p. 168. リヤザノフ、シャターリン、ゴルバチョフ案について、Anthony Johns and William Moskoff (eds.), *The Great Market Debate in Soviet Economics*, NY, 1991, に抄訳が収録されている。一九九〇年には財産の所有権、土地の所有と処分、企業経営、中小企業の育成、独占の禁止、銀行制度の改正、単一法人税の導入、株式会社と証券市場の創設、投資と雇用に関する立法が、連邦と共和国で制定され、一九九〇—一九一年にかけて発効をみた (A. HEWETT and Victor H. Winston (eds.), *Milestones in Glasnost and Perestrojka*, Washington, 1991, p. 463)。
- (31) Kathleen J. Woody, *Soviet Banking and Finance*, Cambridge, 1990, p. 69, 99-100.
- (32) Williamson, *Economic Opening*, pp. 83-84. ちなみにシャターリン案は、第一段階で単一為替相場制度の導入と外国為替係数の廃止を勧告している (Jones and Moskoff, *op. cit.*, p. 382)。
- (33) IMF, *Russian Federation*, Washington, 1992, pp. 96-97. (『IMF ロシア・レポート』日本評論社、一九九二年、一二六—一二七ページ)。
- (34) *Ibid.* (上掲邦訳)、『日本経済新聞』一九九二年七月一日。
- (35) *Forbes*, Jan. 8, 1990, pp. 38-39. *The Asian Wall Street Journal*, Feb. 28, 1990. エンジェルのほか M・フォーブス、ワニスキーなども、この案を支持している (Keith Bush, *From the Command Economy to the Market*, Aldershot, 1991 には、これらの人々のインタビューが収録されている)。これらアメリカのサプライサイダーズは、レーガン政権下において金本位制度への復帰論を主張していたが、レールマン (Lewis Lehman) は金本位制度の導入により、南アとソ連を包摂する新しい国際通貨制度を創設すべきであると提唱していた (L. Lehman, "The Case for the Gold Standard", *Investment Research*, May 1981, p. 19. 拙著『金と国際通貨』外国為替貿易研究会、昭和五八年、三九四ページ)。
- (36) *Forbes*, *op. cit.* p. 39.

(37) 一九二一年にレーニンは、NEPを開始し、財政の赤字補填を目的として通貨 (Sovznak) を増発したため、インフレが発生した。政府はインデックスゼーションを導入するとともに、デノミネーションを実施したが、通貨の安定には成功しなかった。そこで政府は一九二三年の十月、一九二三年以前の二〇金ルーブルに相当するチェルボネツを発行し (その三五%は金でカバーされた)、それまで流通していた Sovznak に代替させようとした。当初は企業への貸出、企業間取引の計算単位に使用されたが、チェルボネツは次第にバラレル・カレンシーとして流通することになった。一九二四年の三月には、一対五〇〇の割合で Sovznak と交換され、経済の安定に寄与したが、一九二六年の三月、チェルボネツの金兌換は停止された (Williamson, *Convertibility* pp. 318-324)。

(38) *Ibid.*, pp. 312-313. またバークステン (C. Fred Bergsten) とウイリアムソンは、一九七三年にジスカール・デスタンの発行した金約款付の国債を十五年後に償還するため、フランス政府が応募価格の八・五%に相当する余分の支出を余儀なくされた事実をあげ、金約款付国債の発行が、低利の資金調達とはならないと主張した (C. Fred Bergsten and John Williamson, "Currency Convertibility in Eastern Europe", in Federal Reserve Bank of Kansas City, *Central Banking Issues in Emerging Market-Oriented Economies*, Jackson Hole, 1990, p. 39). なおソ連の経済学者 Gregory Yavlinsky は、一九九一年の九月、それまで一五〇〇トンから三〇〇〇トンと推定されていたソ連の金準備が、二四〇トンまで激減したと発表し、センセーションを呼び起した (ただしそのほかにゴスバンクが三七四・五トンの金を保有し、金スワップが二五〇トン、金担保に差入れられているものが一〇トンある) が、年間の産金量もかつての一七〇〇トンから二六〇トン (一九九〇年) に低下しており (*Mining Journal*, Vol. 317, No. 8142, 8148) ルーブルの金交換性は、それらの数字からみても不可能と思われる。

(39) Brabant, *Integrating*, p. 91. ハーバード大学に據る米ソの経済学者は、ロシアの市場経済への移行を支援するため、五年間に一五〇―三〇〇億ドルの援助が必要であると発表した。それは消費財の輸入、ルーブル安定基金、交通通信網の改善にそれぞれ三分の二つが、充てられることになっていた (Merritt, *op. cit.*, p. 26)。サックスは、コンディショナリティを伴うIMDの短期支援とともに、世銀、EBRDによる長期の金融支援、とくに民間直接投資のもつダイナミックな効果を重視している。その反面においては、エアハルトの通貨改革に与えたマシヤル・プランの影響を高く評価するとともに、国際連盟による支援のコミットメントだけで、ハプスブルグ帝国崩壊後のオーストラリア通貨の信認が回復された事実をあげ、安定化支援がパニック感覚を消滅させるなどの心理的な効果を過大に評価している点は首肯し難い (Sacks, *op. cit.*, 上掲邦訳、七〇―七五ページ)。

(40) IMF, *Ukraine* (Economic Review), Washington, 1992, pp. 11-12. ウクライナは税制が発達していないので、独自通貨の

発行に伴うシニョレーズを利用できる (Stanley Fisher, "Stabilization and Economic Reform in Russia," *Brookings Papers on Economic Activity*, No. 1992, p. 101)。反面独自通貨を発行する場合には、貿易が阻害される。とくに一九九二年の九月、ロシアがウクライナからのルーブル決済を拒絶したため、域内貿易の七〇%を占めるロシア・ウクライナ間の貿易は打撃をうけ、ウクライナのルーブル圏離脱が促進されるものとみられている。その原因はウクライナがガイダールの金融引締め政策に協力せず、放漫な貸出を行っているため、ロシアからの輸入が増大し、ルーブルがロシアに環流するのを阻止するためであった (Financial Times, Sep. 23, 1992)。その後ウクライナは、一九九二年の十一月十二日をもって、ルーブルの国内流通を全面的に禁止した。この政策は、安定基金の創設と経済改革をまっぴら、独自通貨 (grivna) を発行するまでの過渡的な措置とみられている (Financial Times, Nov. 12, 1992)。

(41) 日本経済新聞、一九九二年一月十三日。ベラルーシは一九九二年六月から、ルーブルとクーポンの交換比率を一對六とし、食品の購入にあたっては、クーポンを要するものとした (同上紙一九九二年五月二十二日)。Financial Times, July 31, 1992.

(42) Johns and Moskoff, *op. cit.*, p. 372.

(43) Financial Times, Nov. 1, 1991. またエリツィンはゴスバンクの金準備をロシア中央銀行に移管しようとしたが、反対され (Financial Times, Dec. 27, 1971)、金は各共和国に配分された。

(44) その当時北ロシアには帝制、ケレンスキー政府、ボルシェヴィキ、白ロシアの各通貨が入り乱れていた。国立銀行 Archangeł 支店は、State Bank of Northern Russia に改組され、独自の通貨を発行したが、その価値は不安定であり、ムルマンスクに駐屯するイギリスの司令官は、本国に軍用紙幣の発行を申請した。それに対してケインズは、National Emission Caisse を創設し、紙幣発行量の25%をポンド、残りの75%を現地政府の国債でカバーさせるとともに、現地通貨とポンドを固定相場で交換させる案を提示した。一九一三年の三月には、イギリス軍が撤退し、一九一九年の四月には National Emission Caisse も閉鎖された (Steve H. Hanke and Kurt Schuler, "Keynes and Currency Reforms: Some Lessons for Eastern Europe", *Journal of Economic Growth*, Vol. 4, No. 2, 1990, pp. 10-16)。

(45) 日本経済新聞、一九九二年一月四日は、Oleh Havrylyshyn and John Williamson, *From Soviet disUnion to Eastern Economic Community?*, Washington, 1991, pp. 53-60, 73. ブレントン・ウッズ方式については同書五二一五二ページ参照。Havrylyshyn と Williamson は、バルト海沿岸諸国や蒙古、中部ヨーロッパ各国の決済同盟への参加を求めている。またウクライナやバルト海沿岸諸国が、独自の通貨を発行する場合には、決済同盟方式によるよりも、チェコスロバキア・ハンガリー・タイ

プの双務的清算協定を導入すべきであると主張している (Havrylyshyn and Williamson, *op. cit.*, pp. 57-60)。決済同盟は共和国が独自の通貨を発行した場合にも可能であるが、その場合には計算単位にルーブルを採用するか否かが問題となる。(なお一九九二年九月二十二日の日本経済新聞は、十月の九日に予定される CIS 首脳会議で、カザフタン大統領が、ルーブルの代りに ECU のような共通通貨単位の導入を提案する予定であると報道した)。

CIS における決済同盟の創設については、ドーンブッシュ (R. Dornbusch) やグロス (Daniel Gros) などの経済学者も、これを提唱したが、マサチューセッツ工科大学の S・フィッシャー (Stanly Fisher) は、CIS の各共和国が交換性を回復した段階においても、外貨準備が乏しいので決済同盟の代りに、IRPM (Inter-republican Payments Mechanism) を創設すべきであると提唱した。それによると各共和国の中銀と商業銀行は、取り決めを結び、双務的な均衡を維持するための信用の抑制をしないですむように信用を供与する。決済は経常取引を対象とし、EPU あるいはポーランドの提唱した Gold Sanction と同じようなシステムを導入する。IRPM は IMF 加盟国と信用のとりきめを締結するが、この制度は単なる信用、決済だけでなく、悪影響を与えるような貿易、通貨改革をさけるよう相互に協力するとともに、技術協力を行う。決済メカニズムの詳細は明かではないが、この案はコメコンと EPU のハイブリッド型のようにも思われる。しかしながら交換性が回復された段階において、決済同盟は無用の長物となり、決済同盟によって外貨準備が節約されると考えるのは謬見である (Stanley Fisher, "Stabilization and Economic Reform in Russia", *Brookings Papers on Economic Activity*, No. 1, 1992, pp. 104-106)。

五 五 五 五 五

——新しい地域協力の枠組みを求めて——

戦後の冷戦構造の中で、パックス・アメリカーナに対抗する社会主義諸国の経済協力機構として形成され、展開されてきたコメコンは、指令型計画経済の矛盾が露呈されるに伴って、自壊せざるをえなかったが、民主主義と民族主義の嵐の中で独立と主権をかちとった東欧の国々はもとよりのこと、CIS の各共和国もその反動として、分極化への過程を急ぎつつある。しかしながらその反面においては、歴史的・文化的な紐帯を基盤として、新しい地域的な経

済協力の様組みを構築しようとする気運が台頭しつつあることも事実であり、そのような状況の中で「ウラルから大西洋まで」を一大磁場として、次第にその求心力を強化しつつあるのはECである。

この点においても誠に皮肉なことは、いち早くヨーロッパに対する東西の相互乗入れを提唱したのが、ソ連であり、そのキーワードとなったのは、「欧州共同の家」(Common European House)であった。この概念の背後に伏在するソ連の思惑は、時代とともに変化し、スターリン主義の時代から、五〇年代の平和共存の時代までは、一貫してアメリカのヨーロッパに対するヘゲモニーを阻止し、それを滅殺することが最大の目的であった。従って一九八七年の四月、ゴルバチョフが、プラハにおいて「欧州共同の家」を提唱した時も、西欧の指導者は依然として疑惑の念を払拭することができなかった。その後ゴルバチョフは、周知のように対米関係の改善に努めるとともに、人権外交の展開や核兵器の撤去に加えて、ECとハンガリーの外交関係を承認するなど、着実に東西の信頼関係を修復しようと試みた⁽¹⁾。しかしながらゴルバチョフの「欧州共同の家」にしても、基本的には、ヨーロッパが「大西洋からウラルに至る共通の遺産で結ばれる歴史的統一体」であることを認めつつも、東西ドイツの統合についてのべていたように「二つの異なる社会・経済体制⁽²⁾」を存続させようとするものであった。しかしながら一九八九年の東欧革命は、そのような政治的、経済的な二元主義を根底から破碎することになったのであり、ベルリンの壁の撤廃は、プラウダによって「欧州共同の家」への第一歩であると評価された⁽³⁾。時のソ連外相シュワルナーゼは、ミッテラン、エースキンの主張する欧州同盟と「欧州共同の家」を結合し、全欧安保会議の様組みに連動させようとしたが、コメコンとワルシャワ条約機構の解体に伴って、ECとコメコンを文字通り「欧州共同の家」に止揚しようとするソ連主導型の大欧州構想も挫折し、東欧諸国は個別にECへの接近を試みることになったのである。

東欧諸国の中で、ECの承認に先鞭をつけたのはハンガリーである。ハンガリーは六〇年代の初頭からECとの間

に正常な関係を確立しようとして試みたが、コメコンの共通政策によって拘束され、表向きは EC との外交、経済関係を否認せざるをえなかった。しかしながら一九六八年に、ハンガリーは EC と技術協力協定を締結し、一九七三年には、ガットへの加盟に伴って最恵国待遇を与えられた。一九七八―八二年には EC に対する輸出の自主規制を導入したが、一九八三年には対 EC 関係の正常化をはかるために予備交渉を開始した。一九八八年には、コメコンもハンガリーの動きに同調し、六月に EC とコメコンは、共同声明を発表して相互に承認を行った。そこでは協力の分野が明示されていないが、ハンガリーは同年九月、EC との間で貿易および協力協定を締結し、EC も一九九五年までに、量的規制を撤廃することを約束した。⁽⁵⁾

当初 EC は、東欧諸国との連合関係については懐疑的であったが、一九八九年の秋に、コール、ゲンシャー、ドロールなどが相ついで東欧との連合関係の可能性を指摘し、時のイギリス首相サッチャーも、トルコ方式による連合関係の樹立を提言した。一九九〇年の四月、ダブリンの欧州理事会はこの問題について検討した末、ハンガリーに対しては予備交渉の上、一九九二年の初頭に連合協定を締結する方針を決定した(ただし連合は、八年から十二年をかけて段階的に完成される)、さらにその年の秋に EC は、中欧三か国 (Visegrad 3) との間における連合交渉を提案したが、それが加盟に発展する可能性については、これを否定した。⁽⁶⁾ 事実一九九一年十二月のマーストリヒトにおける欧州理事会は、マーストリヒト条約の批准をまっぴら「拡大」問題に着手する方針を明かにしたが、当面加盟の交渉は、スイス、オーストリア、スウェーデンなどの EFTA 諸国に限定されることになった。

たしかに東欧諸国の EC 加盟は、将来の課題に過ぎないとしても、これらの国々の市場経済への移行は、EC にとって、安全保障の上からも重大な問題であり、経済的にみてもこれらの国々は、新しい貿易と投資の機会を提供することになる。東欧諸国の市場経済への移行を組織的に支援する必要性は、東欧革命の勃発する直前の一九八九年の

夏頃から提唱され始めたが、一九八九年の八月、ミッテラン仏大統領の顧問J・アタリ(Jaques Attali)は、そのための新しい国際機関の創設を提言した。それをうけて、一九八九年の十月に、ミッテランは欧州議会における演説の中で、旧コメコン諸国の農業と運輸と通信および金融の分野における大規模なプロジェクトを支援するために、合弁銀行を設立するとともに、フランス・ポーランド投資センターを設置する構想を明かにした。その翌月にフランスは Bank for Europe の創設を提案し、ドイツ、イギリス、オランダなどの反対を押し切って、一九八九年の十二月、ストラスブルグにおける欧州理事会に Development and Modernization Bank for Eastern Europe の創設案を提出した⁽⁷⁾。

当初欧州投資銀行(EIB: European Investment Bank)を拡充する案が一つの選択肢として検討されたが、EIBはEC域内の活動を主体としている上、余りにもヨーロッパ的な色彩の強いのが特色である。従ってその場合には、受益国と抛出国の双方に異和感を与えることも懸念されたため、新しい投資、開発機関が創設されることになったのである。フランスとしては、中、東欧諸国のほかに、ソ連を受益国に含め、「欧州共同の家」を創設するための第一歩にしようと考えていたが、ソ連を大口の貸出先とすることに對しては、アメリカ議会の反対が懸念された。そこで、貸出には限度を設けることで米仏間の妥協が成立し、一九九〇年の五月にEBRDの設立条約が調印されることになった(本店は政治的妥協の結果、ロンドンに設置された)。フランスは資本金をECU建とすることを主張したが、アメリカがこれに反対したため、払込みにあたっては、ドルとともに円も使用されることになった⁽⁸⁾。

しかしながらECUは今後東欧においても、ニューメレール、対外決済手段、準備、投資通貨としての機能を果たすことになるものと予想される。周知のようにECUは一九九一年十月のローマにおける欧州理事会において、今世紀の末に予定されるEMU(欧州経済通貨同盟、European Economic and Monetary Union)の統一通貨となることが正式に合意されたが、現状においてもECUは、EMS(欧州通貨制度、European Monetary System)、EMUの第一段階として位

(別表3) EC諸国の対東欧貿易シェア

	1986年	1989年9月
	貿易シェア	ECUの構成
フランス	15.0	19.0
ベルギー・ルクセンブルグ	6.0	7.9
オランダ	7.2	9.4
西ドイツ	38.8	30.1
イタリア	16.0	10.15
イギリス	9.3	13.0
アイルランド	0.7	1.1
デンマーク	2.7	2.45
ギリシア	1.8	0.8
ポルトガル	0.4	0.8
スペイン	2.2	5.3
合計	100.0	100.0

(出所) ECU Banking Association, *Reforms in Eastern Europe and the Role of ECU*, Paris, 1990, p. 68.

置づけられている)のニューメレール、決済手段、準備資産として機能するだけでなく、EIBの貸付等にも使用されている。ECUは本来的にロー・リスク、ハイ・リターン的な特性をもっているが、この点で注目されることは、ECUのバスケット構成が、EC諸国の東欧に対する貿易のシェアに近似していることであり、いふならばECUは東欧に対するECの実効為替相場に近似するものとみることが可能である(別表3)。

一方の東欧諸国にとっても、ECUは価値の相対的な安定性と、EC通貨統合のシンボルとしてのステータスを保証されているだけでなく、東欧諸国とECの特殊な関係を証左するメルクマールともなっている。一例として、上述のEC・ハンガリー連合協定においても、フォリントをECUにリンクさせることが明確に規定されている。現在東欧諸国は、実効為替相場(独自の通貨バスケット方式)を採用しているが、その基準は明かにされていない。ドルにリンクしていたポーランドも、一九九一年五月の切下げ以降は、通貨バスケット方式を採用した⁽⁹⁾が、東欧諸国はECへの接近を強化するにつれて、いずれはECUを正式にニューメレールとすることになるものと思われる。東欧諸国がECUにリンクする方式としては、次のような選択肢が考えられる。

①片務的ECUリンク……オーストリアのマルク・リンクと同じように、相手国の同意なしに、一方的にECUにリンクする方式である。それによって東欧諸国は、自国の金融

政策をゲームのルールに従わせ、通貨の信認を高めることが可能である。しかしながらその反面においては、EMSの信用制度を享受できないだけでなく、介入面のアシメトリーを甘受しなければならない。

②EMSへの参加……EMSの介入支援機構を利用できる反面、基準レートの設定と変更が、加盟国の共通の決定事項とされ、経済政策の協調が要求される。しかしながらEMSに参加するためには、EC加盟と、マクロ経済のパフォーマンスが僚国の水準に収斂していることが前提条件となる。

③EMUへの参加……EMUは、EMS(EMUの第一段階)がさらに進化した統合の段階であり、資本の自由化、経済変数の収斂、為替相場の非可逆的固定化が要件とされる。そこにおいては、各国の通貨主権がESCB(欧州中央銀行制度、European System of Central Bank)に移譲され、財政面においても節度が要求される。上記②と③の選択は、いずれも時期尚早であり、東欧諸国にとっては、遠い将来の課題といえる。

④中欧決済同盟(Central European Payment Union)……旧コメコンは中欧、その他の東欧およびCIS(それも後述のように内部分裂を続けている)に分断されているが、この構想は既述のEPUのメンバーを、中欧三か国だけに限定しようとするものである。ここではECUが共通の計算単位とされる。注(6)のようにEC・ハンガリー連合協定は、中欧決済同盟の支援をうたっているが、中欧諸国は、経済の相互補完性が欠落し、交換性を達成するための条件整備も相対的に進展しているのです。決済同盟方式は文字通り過渡的な措置といえる。ロシア、場合によってウクライナとバルト海沿岸諸国が、これに参加する場合には、相殺の可能性が増大するが、⁽¹⁰⁾その場合には逆に構造的不均衡が発生することも危惧される。

⑤東欧ECU圏の形成……これはS・コリンニョン(Stefan Collingnon)の私案であり、フラン圏の通貨制度とEMSをミックスしたものである。参加国としては、チェコスロバキアとハンガリーおよびポーランドの三か国が予定さ

れているが、他の東欧諸国が参加することも可能である。東欧 ECU 圏は、Surveillance Board, Reserve Pool, Exchange Rate Mechanism によって構成されるが、この構想は、経済の同質的な中欧の国々だけで為替相場同盟を結成し、その他の国は経済的諸条件が整い次第、後からそれに参加する two tier system に立脚している。

いずれにしても EC の拡大問題は、既述のように、EFTA 諸国の加盟に重点をおき、東欧諸国の EC 加盟問題は日程にもぼっていない。しかしながら、これらの国々は EC 加盟を窮極の目標として EC への限りなき接近を示しながら、事実上 EC の外郭を形成しつつある。それに対して CIS は、依然として星雲状態を続けているが、通貨面では既述のようにルーブル圏の確定が急がれている。なかでも中央アジアの共和国は、ウズベキスタンを除くと、通貨面において、少くとも当面の段階は、ルーブル圏に止らざるをえないものと思われるが、貿易と経済協力の分野では、非アラブ系イスラム教国のトルコとイランとパキスタンによって構成される経済協力機構 (ECO) への参加をみとめられ、中央アジア経済圏を形成する動きを示している。またロシア、トルコ、ルーマニア、ギリシアの黒海周辺国も、一九九二年の七月、EC 型の黒海経済圏を形成すべく会議を招集したが、一九二〇年代にバルチック同盟 (Baltic Union) あるいはバルチック・スカンジナビア同盟 (Baltic Scandinavian Union) などの構想が簇出したバルカン諸国の帰趨⁽¹²⁾も同じく注目に値する。そのようにして戦後の国際政治、経済秩序が劇的な変容をとげつつある中で、CIS、東欧の国々は、いまなお細胞分裂をくり返ししながら、その反面においては、EC を主軸とする世紀的な地域統合のうねりの中で、相互に複雑な同心円を描きながら、新しい地域協力の枠組みを求めて、模索を続けつつあるのである。

(1) Neil Malcolm, "The Soviet Concept of a Common European House", in Jyrki Iivonen (ed.), *The Changing Soviet*

Union in the New Europe, Aldershot, 1991, pp. 54-55, 74.

- (2) M・ゴルバチョフ・田中直毅訳『ペレストロイカ』講談社、一九八七年、二八七、二九〇ページ。
- (3) Malcolm, *op. cit.*, p. 59.
- (4) *Ibid.*, p. 66.
- (5) Tibor Palankai, *The European Community and Central European Integration: The Hungarian Case*, NY, 1991, pp. 8-10.
- (6) *Ibid.*, pp. 13-15. 連合協定の内容は国によって異なるが、EC・ハンガリー連合協定は③ハンガリーの工業製品に対する関税、非関税障壁の片務的な撤廃、④EC共同農業市場への漸進的包摂、⑤一九九二年EC市場統一への適合、⑥通貨のECUリンクのほか⑦ECが中欧決済同盟を支援することなどを規定している(*Ibid.*, pp. 18-19)。ちなみにトルコとECの連合協定は、一九六三年の九月に調印されたが、相互の同意によって最終段階の加盟に到達するまでには、準備期間(五—一〇年)と過渡的期間(二—三三年)が設けられていた(Johu H. Bridge, "The EEC and Turkey," in Avi Shlaim and G. N. Yannopoulos, (eds.) *The EEC and the Mediterranean Countries*, Cambridge, 1976, p. 161)。
- (7) 一九八九年の七月には、Frankfurter Allgemeine 紙が European Development Agency の創設を、またジスカル・デスタンが Euro-Polish Investment Bank (ポーランドの企業に対する年間一〇億ドルの長期かつ低利の融資を目的)の設立をそれぞれ提唱したほか、ドイツ銀行頭取の A. Herrhausen も、ポーランド経済の近代化を促進するために、国際機関の創設を提言した(Paul A. Menkveld, *Origin and Role of the European Bank for Reconstruction and Development*, London, 1991, pp. 25-26, 33.)
- (8) *Ibid.*, pp. 33-34, 37, 39-40, 64-65.
- (9) George Alogoskoufis and Richard Portes, "European Monetary Union and International Currencies in Tripolar World", in Matthew B. Canzoneri, Vittorio Grilliand, Paul R. Masson (eds.), *Establishing a Central Bank: Issues in Europe and Lessons from the US*, Cambridge, 1991, p. 297.
- (10) フラバンノが中欧決済同盟の創設を提唱した理由は、これらの国々の交換性回復の前途に懐疑的であったためである(John Williamson, *The Economic Opening of Eastern Europe*, Washington, 1991, p. 32, Oleh Havrylyshyn and J. Williamson, *From Soviet disUnion to Eastern Economic Community?*, Washington, 1991, p.60.
- (11) ①監視機構……準備、交換性、信用の管理、為替相場の調整、マクロ経済政策の監視と助言を行い、ECと協力して、経常、

資本取引の自由化、欧州単一市場への接近をすすめる。⑤準備プール……東欧安定基金を創設し、ECU建の勘定を開設して外貨準備を預託する。プールされた準備は為替市場介入に充てられる。ECはEMUの第二段階において創設されるEMI(欧州通貨機関/European Monetary Institute)を通じて、スタนด์バイ・クレジットを供与する。各国の中銀は安定基金のほかに、日常の外国為替取引の運転資金をBISに預託する。運転資金は毎日バランスさせるものとし、赤字国については安定基金勘定を借記する。それはECのスタนด์バイ・クレジットによって補填される。信用メカニズムはEMSと同じくVery Short-term Finance Facility, Short-term Monetary Support, Medium-term Financial Assistanceによって構成される。⑥為替相場制度……ECUに釘づけられ、fixed but adjustable peg(変動幅は広くし、調整に当っては監視機関との協議を必要とする)、crawling peg, crawling peg with stable real exchange rateのいずれかが採用される(Stefan Collingnon, "An ECU Zone for Central and Eastern Europe", in Ray Barrell (ed.), *Economic Convergence and Monetary Union in Europe*, London, 1992, p. 191 ff.)

(12) 日本経済新聞、一九九二年七月二十六日。バルチック同盟構想については、Prüt Jarve, "The Soviet Union and the Prospects of Baltic Cooperation: An Estonian View", in Iivonen, *op. cit.*, p. 211 ff. 参照。